

大分市水防計画

令和6年3月

大分市

関係官公署電話番号

大分市役所	097-534-6111	
大分市 水防本部	097-534-6111	内線1740~1744
(河川・みなと振興課)	097-537-5632	
" 災害対策本部	097-534-6111	内線1110~1119
(防災危機管理課)	097-537-5664	
" 鶴崎支所	097-527-2111	
" 大南支所	097-597-1000	
" 植田支所	097-541-1234	
" 大在支所	097-592-0511	
" 坂ノ市支所	097-592-1700	
" 佐賀関支所	097-575-1111	
" 野津原支所	097-588-1111	
" 明野支所	097-558-1255	
大分市 消防局	097-532-2187	
" 中央消防署	097-532-2108	
" 東消防署	097-527-2721	
" 南消防署	097-586-1230	
大分県 水防本部	097-536-1111	内線4595・4596
(河川課)	097-506-4596	
" 水防支部 (大分土木事務所)	097-558-2141	
" 災害対策本部	097-538-2500	
" 警察本部	097-536-2131	
" 大分中央警察署	097-533-2131	
" 大分東警察署	097-527-2131	
" 大分南警察署	097-542-2131	
" こども未来課	097-506-2709	
" 私学振興・青少年課	097-506-3073	
" 学校安全・安心支援課	097-506-5544	
国土交通省 大分河川国道事務所	097-544-4167	
" 大分出張所	097-558-7142	
" 大野川出張所	097-527-2549	
海上保安庁 大分海上保安部	097-521-4999	
陸上自衛隊 大分地方協力本部	097-536-6271	
芹川ダム管理事務所	0974-78-1330	
篠原ダム (九州電力ダム総合管理室)	097-536-4159	
ななせダム管理所	097-588-5001	
大分地方気象台	097-532-2247	
JR九州 大分支店	097-538-2655	
N T T西日本 大分支店	097-537-6900	
九州電力大分支店	097-536-4121	
N H K大分放送局	097-533-2808	
大分放送 (OBS)	097-553-2525	
テレビ大分 (TOS)	097-532-6568	
大分朝日放送 (OAB)	097-538-8855	
エフエム大分	097-534-8888	
大分ケーブルテレコム	097-542-1121	
大分ケーブルネットワーク	097-558-3408	

第10章 水防活動	
10.1	水防配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
10.2	巡視及び警戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
10.3	水防作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
10.4	警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
10.5	避難のための立退き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
10.6	決壊・漏水等の通報及びその後の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
10.7	水防配備の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第11章 水防信号・水防標識等	
11.1	水防信号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
11.2	水防標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
11.3	身分証票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第12章 協力及び応援	
12.1	河川管理者の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
12.2	市町村間の応援及び相互協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
12.3	自衛隊の派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
12.4	国（河川国道事務所、地方気象台）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
12.5	災害時応援協定等事業所及び団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
12.6	住民、自主防災組織等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
第13章 費用負担と公用負担	
13.1	費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
13.2	公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第14章 水防報告等	
14.1	水防記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
14.2	水防活動実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第15章 水防訓練	
15	水防訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
16.1	洪水・内水・高潮対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
16.2	津波対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
(資料編)	
資料1	災害危険予想地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
資料2	ダム・水門等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
資料3	水防工法一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、大分県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる大分市が、同法第33条第1項の規定に基づき、大分市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりとする。

用語	内容
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団。大分市では消防機関が水防事務を処理し、水防団は設置しない（法第5条第2項）。
量水標管理者	量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

用語	内容
水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。
高潮氾濫危険水位	法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報指定河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。
内水浸水想定区域	水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域)。
高潮浸水想定区域	水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条の3)。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ② 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ③ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条の 2 第 2 項）
- ④ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条の 2）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑥ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- ⑦ 消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑧ 警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑨ 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑩ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑪ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑫ 公用負担（法第 28 条）
- ⑬ 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- ⑭ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑮ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑯ 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱ 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑲ 消防事務との調整（法第 50 条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- ⑫ 水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑬ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑮ 水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑯ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(3) 国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑤洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑩都道府県に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(4) 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(5) ダム設置者の義務

- ①ダム操作による危害防止のための措置（河川法第 48 条）

(6) 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

(7) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通知（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、大分市防災会議に諮るとともに、大分県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動に従事する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所までの所要時間がかかる場合は、活動者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員や樋門等操作員の水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

消防団員等は避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

- ①水防活動（水門等操作を含む）には複数で出勤し、可能な限りライフジャケットを着用する。
- ②水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ③指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員等を随時交代させる。
- ④水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ⑤指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ⑥指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑦指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ⑧市は、消防団員等に対し、出水期前に洪水時等の安全確保について研修により周知徹底を図る。

第2章 水防組織

2.1 大分市水防対策準備室

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められ、その程度が水防本部を設置するに至らないとき、関係機関と連絡調整を図るため臨時に設置する。

(1) 設置

気象警報又は長雨期における大雨注意報等の発表により、各種災害が予測される場合において土木建築部長の指示により河川・みなと振興課長が設置する。

注意報・警報の気象台の発表基準は、第4章4.1「気象庁が行う予報及び警報」のとおりである。

(2) 廃止

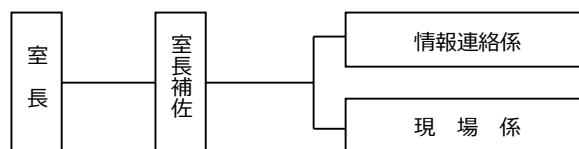
水防本部が設置された場合、又は災害の危険が解消されたと認められる場合に土木建築部長の指示により河川・みなと振興課長が廃止する。

(3) 組織の構成員及び業務

水防対策準備室の組織の編成は、次のとおりとする。ただし、大分市災害警戒本部が設置された場合には、災害警戒本部の班長及び班員を兼ねるものとする。

(大分市水防対策準備室)

室長 河川・みなと振興課長
室長補佐 河川・みなと振興課政策監、参事
又は参事補



係名	係員	業務
情報連絡係	河川・みなと振興課職員	県水防支部（大分土木事務所）、国土交通省大分河川国道事務所及び関係機関との連絡調整及び情報収集
現場係		重要浸水区域、重要水防区域、水防区域を巡視及び警戒し、危険箇所の応急対策と水防資材の輸送

2.2 大分市水防本部

(1) 設置

水防管理者は水防法第10条及び第11条による洪水予報の通知を受けたとき、又は水防法第16条による水防警報の通知を受けたとき、若しくは出水のおそれがある事を自ら知り得たときは必要に応じて水防本部を土木建築部に設置し、県水防支部に通知するものとする。

事務局は土木建築部河川・みなと振興課に置く。

(2) 災害対策本部への統合

水防本部は災害対策基本法第23条の2及び大分市地域防災計画の規定により、大分市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合し水防活動を行う。

(3) 廃止

県水防支部長から水防警報第4段階の通知を受け、自らも水防警戒の必要がないと判断し解除を命じたときは、水防管理者はその旨を県水防支部長および関係機関等に通知するものとする。

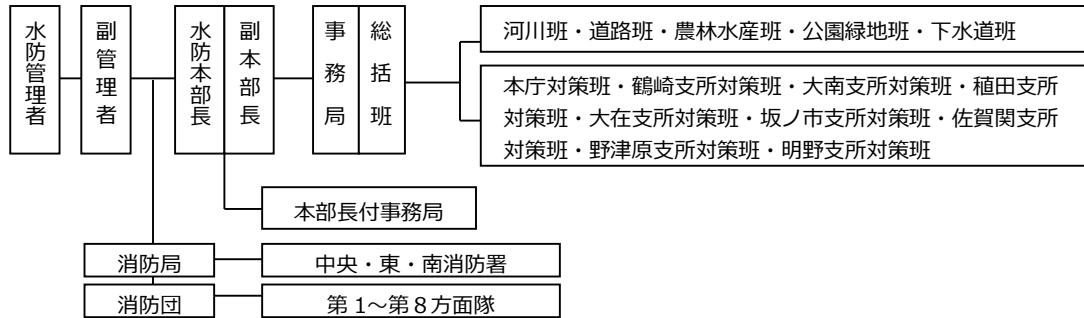
(4) 組織、機構及び編成

水防本部の組織、機構及び編成は次のとおりとする。

水防本部要員は、河川・みなと振興課職員のほか、市民協働推進課・各支所・生産振興課・林業水産課・道路維持課・下水道施設管理課の職員のうち、災害警戒連絡室要員が兼任し、各課に対策班を設置する。

なお、消防関係の水防計画は、大分市消防局で別途定める。

(大分市水防本部)



水防管理者 市長
 副管理者 副市長
 水防本部長 土木建築部長
 副本部長 市民部長・農林水産部長・都市計画部長・上下水道部長
 本部長付事務局 市民部次長・農林水産部次長・土木建築部次長・都市計画部次長・上下水道部次長
 事務局 河川・みなと振興課

対策班名	係名	業務
総括班 (河川・みなと振興課)	総務係	<ul style="list-style-type: none"> 県水防支部、国土交通省大分河川国道事務所、その他関係機関との連絡調整に関すること。 水門等操作に係る連絡調整に関すること。 各班との連絡調整に関すること。 水防本部の庶務に関すること。 水防資材の受払に関すること。
	情報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、河川情報等の収集、伝達に関すること。 洪水予報、水位到達情報、水防警報に関すること。
河川班 (河川・みなと振興課)	河川対策係	<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所、水防区域、重要浸水区域、災害警戒区域を巡視及び警戒し、危険箇所の応急補修に関すること。 水防資材器具の整備、搬出、輸送に関すること。 河川等の被害状況調査に関すること。
道路班 (道路維持課)	道路対策係	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋りょう等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 道路交通情報の収集等交通対策に関すること。
農林水産班 (生産振興課) (林業水産課)	生産振興係	<ul style="list-style-type: none"> 耕地、農業用施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ため池、農業用排水路等農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること。
	林業水産係	<ul style="list-style-type: none"> 林道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 漁港や海岸施設等の被害状況調査に関すること。
公園緑地班 (公園緑地課)	公園緑地係	<ul style="list-style-type: none"> 公園等施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
下水道班 (下水道施設管理課)	下水道対策係	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ポンプ場等操作に係る連絡調整に関すること。
本庁対策班 (市民協働推進課)	中央地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。
鶴崎支所対策班 (鶴崎支所)	鶴崎地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。
大南支所対策班 (大南支所)	大南地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。
植田支所対策班 (植田支所)	植田地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。
大在支所対策班 (大在支所)	大在地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。
坂ノ市支所対策班 (坂ノ市支所)	坂ノ市地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。
佐賀関支所対策班 (佐賀関支所)	佐賀関地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。
野津原支所対策班 (野津原支所)	野津原地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。
明野支所対策班 (明野支所)	明野地区担当係	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部及び管内の関係機関・自治委員との連絡調整に関すること。 管内の情報収集と水防資材器具の引渡し及び在庫管理に関すること。

第3章 重要水防箇所等

重要水防箇所等は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

3.1 重要水防箇所の設定基準（危険度評価基準）

種別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間（重点区間）	B 水防上重要な区間	要注意区間
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防機能に支障が生じる堤体の変状履歴があり、類似の変状が繰り返し発生し、法崩れ、すべりが発生するおそれのある箇所。	堤防機能に支障が生じる堤体の変状履歴があり、類似の変状は発生していないが、安全が確認されていない箇所および所要の対策が未施工の箇所。	
基礎地盤漏水	堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴があり、類似の変状が繰り返し発生している箇所。	堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状履歴があり、類似の変状は発生していないが、安全が確認されていない箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

※重点区間：水防時に重点的又は優先的に巡視すべき箇所と位置付ける。

3.2 重要水防箇所（国土交通省管理河川）

○大分川水系

河川名	重要度 番号	危険箇所			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大分川	A①	平横瀬 15/500-15/700	左岸	215	越水	(選)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)賀来（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	A③	横瀬 13/100-13/250	右岸	165	越水	(選)植田西中学校 (団)植田西部分団 (水)富士見が丘部（消防団）	積土のう
大分川	A④	横瀬 13/474-13/900	右岸	451	越水	(選)横瀬小学校、植田西中学校 (団)植田西部分団 (水)富士見が丘部（消防団）	積土のう
大分川	A⑤ 重②	横瀬 14/700-16/342	右岸	1,598	越水・溢水	(選)横瀬小学校、横瀬西小学校、 植田西中学校 (団)植田西部分団 (水)富士見が丘部（消防団）	積土のう
七瀬川	A⑥	内植田 6/700 - 7/100	左岸	396	溢水	(選)植田小学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部（消防団）	積土のう
七瀬川	A⑦	田尻 1/665 -2/400	右岸	750	溢水	(選)田尻小学校、東植田小学校 (団)東植田分団 (水)東植田（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	B①	古国府 5/100 - 5/500	左岸	486	漏水	(選)豊府小学校 (団)南大分分団 (水)南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B②	古国府 5/700 - 5/900	左岸	133	漏水	(選)豊府小学校 (団)南大分分団 (水)南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B③	中の瀬 9/500 - 9/700	左岸	203	漏水	(選)城南中学校 (団)南大分分団 (水)南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B④	荏隈 9/900-10/300	左岸	406	漏水	(選)城南中学校 (団)南大分分団 (水)南大分分署（消防署）	釜段 月の輪
大分川	B⑤	賀来南～賀来 10/900-11/100	左岸	190	漏水	(選)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)賀来（河川・みなと振興課）	釜段 月の輪
大分川	B⑥	国分 11/100-11/347	左岸	256	越水	(選)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)賀来（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	B⑦	国分 11/347-13/100	左岸	1,693	越水 漏水	(選)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)賀来（河川・みなと振興課）	積土のう 釜段 月の輪
大分川	B⑧	国分 13/100-13/938	左岸	758	越水	(選)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)賀来（河川・みなと振興課）	積土のう
大分川	B⑨	横瀬 14/486-15/500	左岸	800	越水	(選)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)賀来（河川・みなと振興課）	積土のう

河川名	重要度 番号	危険箇所			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫(所管)	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大分川	B⑩	大津 1/700 - 1/900	右岸	188	漏水	(遊)舞鶴小学校 (団)東大分分団 (水)牧部(消防団)	釜段 月の輪
大分川	B⑪	岩田～津留 2/700 - 3/300	右岸	635	漏水	(遊)津留小学校、下郡小学校 (団)東大分分団 (水)牧部(消防団)	釜段 月の輪
大分川	B⑫	宮崎～光吉 6/700 - 6/900	右岸	196	漏水	(遊)森岡小学校 (団)東植田分団 (水)東植田(河川・みなと振興課)	釜段 月の輪
大分川	B⑬	小野鶴 10/500-10/900	右岸	273	漏水	(遊)宗方小学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部(消防団)	釜段 月の輪
大分川	B⑭	小野鶴 11/100-11/500	右岸	355	越水 漏水	(遊)宗方小学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部(消防団)	積土のう 釜段 月の輪
大分川	B⑮	小野鶴 11/500-12/100	右岸	536	越水	(遊)宗方小学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部(消防団)	積土のう
大分川	B⑯	小野鶴 12/100-12/900	右岸	844	越水 漏水	(遊)宗方小学校、植田西中学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部(消防団)	積土のう 釜段 月の輪
大分川	B⑰	小野鶴 12/900-13/100	右岸	231	越水	(遊)植田西中学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部(消防団)	積土のう
大分川	B⑱	横瀬 13/250-13/474	右岸	263	越水	(遊)植田西中学校 (団)植田西部分団 (水)富士見ヶ丘部(消防団)	積土のう
大分川	B⑲	横瀬 13/900-14/700	右岸	751	越水	(遊)植田西中学校 (団)植田西部分団 (水)富士見ヶ丘部(消防団)	積土のう
七瀬川	B⑳	内植田 7/100 - 7/283	左岸	185	越水	(遊)植田小学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部(消防団)	積土のう
七瀬川	B㉑	口戸 3/700 - 4/100	右岸	388	漏水	(遊)植田小学校 (団)植田東部分団 (水)小野鶴部(消防団)	釜段 月の輪
賀来川	B㉒	桑原 0/100 - 0/700	左岸	577	越水	(遊)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)賀来(河川・みなと振興課)	積土のう
賀来川	B㉓	中尾 1/500 - 2/200	左岸	701	越水	(遊)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)宮苑部(消防団)	積土のう
賀来川	B㉔	小畑 0/300 - 0/700	右岸	399	越水	(遊)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)宮苑部(消防団)	積土のう
賀来川	B㉕	小畑 1/500 - 2/200	右岸	732	越水	(遊)賀来中学校、賀来公民館 (団)賀来分団 (水)宮苑部(消防団)	積土のう
大分川	B㉖	明礪橋(下り) 8/715	左右岸	-	-	-	-

河川名	重要度 番号	危険箇所			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫(所管)	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大分川	B㉗	国分橋 13/450	左右岸	-	-	-	-
大分川	B㉘	木ノ上橋 5/840	左右岸	-	-	-	-
七瀬川	B㉙	胡麻鶴橋 6/135	左右岸	-	-	-	-
七瀬川	B㊱	胡麻鶴大橋 6/910	左右岸	-	-	-	-
七瀬川	B㊲	賀来橋 0/020	左右岸	-	-	-	-
賀来川	B㊳	賀来橋歩道橋 0/030	左右岸	-	-	-	-
賀来川	B㊴	賀来川鉄道橋 0/370	左右岸	-	-	-	-
賀来川	B㊵	小畑橋 1/519	左右岸	-	-	-	-
賀来川	B㊶	由布川橋 2/000	左右岸	-	-	-	-

○大野川水系

河川名	重要度 番号	危険箇所			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫(所管)	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
大野川	A① 重①	鶴瀬～大津留 8/400 - 8/500	左岸	81	洗掘 漏水 (破堤履歴有)	(避)高田小学校 (団)高田分団 (水)防災センター (河川・みなと振興課)	釜段 月の輪
大野川	A② 重②	鶴瀬～大津留 8/500 - 9/000	左岸	527	洗掘 (破堤履歴有)	(避)高田小学校 (団)高田分団 (水)防災センター (河川・みなと振興課)	根固め ブロック
大野川	B①	鶴崎 3/200 - 4/000	左岸	802	洗掘	(避)鶴崎小学校 (団)鶴崎分団 (水)3部(消防団)	根固め ブロック
大野川	B②	鶴瀬～大津留 8/200 - 8/300	左岸	96	洗掘 (破堤履歴有)	(避)高田小学校 (団)高田分団 (水)防災センター (河川・みなと振興課)	根固め ブロック
大野川	B③	鶴瀬～大津留 8/300 - 8/400	左岸	95	洗掘 漏水 (破堤履歴有)	(避)高田小学校 (団)高田分団 (水)防災センター (河川・みなと振興課)	根固め ブロック 釜段 月の輪
大野川	B④	鶴瀬～大津留 9/000 - 9/200	左岸	200	洗掘 (破堤履歴有)	(避)高田小学校 (団)高田分団 (水)防災センター (河川・みなと振興課)	根固め ブロック
大野川	B⑤	竹中 18/500 - 18/700	左岸	220	漏水	(避)竹中中学校 (団)竹中分団 (水)1部(消防団)	釜段 月の輪
大野川	B⑥	青崎～須賀 1/000 - 1/500	右岸	565	洗掘	(避)大在西小学校 (団)大在西分団 (水)上志村(消防団)	根固め ブロック
大野川	B⑦	須賀～志村 2/300 - 2/700	右岸	352	洗掘	(避)大在西小学校 (団)大在西分団 (水)上志村(消防団)	根固め ブロック
大野川	B⑧	種具 5/400 - 5/700	右岸	302	洗掘	(避)川添小学校 (団)川添分団 (水)1部(消防団)	根固め ブロック
大野川	B⑨	宮河内 7/800 - 8/200	右岸	395	洗掘	(避)川添小学校 (団)川添分団 (水)1部(消防団)	根固め ブロック
大野川	B⑩	宮河内 8/600 - 8/800	右岸	51	漏水	(避)宮河内ハイツド`公民館 (団)川添分団 (水)1部(消防団)	釜段 月の輪
大野川	B⑪	宮河内 9/600 - 10/700	右岸	1,294	洗掘	(避)宮河内ハイツド`公民館 (団)川添分団 (水)1部(消防団)	根固め ブロック
乙津川	B⑫	森 5/800 - 6/200	左岸	402	漏水	(避)学校法人上東学園 もりまち幼稚園 (団)別保分団 (水)2部(消防団)	釜段 月の輪

河川名	重要度 番号	危険箇所			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫(所管)	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
乙津川	B⑬	鶴崎～西鶴崎 1/730 - 2/030	右岸	395	法崩れ	(避)鶴崎小学校 (団)鶴崎分団 (水)鶴崎支所 (河川・みなと振興課)	法尻押え 土のう積
乙津川	B⑭	南鶴崎～鶴崎 3/250 - 3/587	右岸	369	法崩れ	(避)鶴崎小学校 (団)鶴崎分団 (水)鶴崎支所 (河川・みなと振興課)	法尻押え 土のう積
乙津川	B⑮	鶴崎 3/600 - 3/667	右岸	67	法崩れ	(避)鶴崎小学校 (団)鶴崎分団 (水)鶴崎支所 (河川・みなと振興課)	法尻押え 土のう積
乙津川	B⑯	南～鶴瀬 6/700 - 6/800	右岸	93	漏水	(避)高田小学校 (団)高田分団 (水)防災センター (河川・みなと振興課)	釜段 月の輪
乙津川	B⑰	中島橋 3/650	左右岸	-	-	-	-
大野川	要①	宮河内 10/361 -10/425	右岸	64	漏水・洗掘	(避)宮河内ハイランド公民館 (団)川添分団 (水)1部(消防団)	新堤(3年 以内)
大野川	要②	竹中 18/400	左岸	-	-	-	(陸閘) 角落とし 積土のう

3.3 水防区域の設定箇所（大分県）

(1) 重要水防区域（B）

洪水、津波または高潮に際し、水防上特に注意を要する区域で次表に該当するもの。

種 別	内 容
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。 又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画天端幅に対して不足している箇所。
法崩れ、すべり	ア. 法崩れ又はすべりの実績はあるが、その対策が未施工もしくは暫定施工の箇所。 イ. 法崩れ又はすべりの実績はないが、土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	ア. 漏水の履歴があり、その対策が未施工、もしくは暫定施工の箇所。 イ. 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝、深掘れ	ア. 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが対策が未施工の箇所。 イ. 橋台、その他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部損壊している箇所。 ウ. 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績はあるが、その対策が未施工の箇所。
工作物	ア. 改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 イ. 橋梁その他の工作物桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。

(大分県管理河川)

河川名	記号	危 険 箇 所			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長 (m)			
米良川	B-1	津守	左右岸	1,000	溢水等	(避)滝尾小、森岡校区公民館 (団)滝尾分団 (水)片島部（消防団）	積土のう 等
大野川	B-2	端登	左岸	800	溢水等	(避)上戸次小学校 (団)戸次分団 (水)1,部 1 班（消防団）	積土のう 等
祓川	B-3	八幡	左右岸	1,400	溢水等	(避)八幡小学校 (団)八幡分団 (水)中央部（消防団）	積土のう 等
尼ヶ瀬 川	B-6	荏隈	左右岸	200	溢水等	(避)城南小・中学校 (団)南大分分団 (水)南大分分署（消防署）	積土のう 等
七瀬川	B-7	野津原	左右岸	700	溢水等	(避)野津原小学校 (団)野津原東部分団 (水)本町（消防団）	積土のう 等
北鼻川	B-8	毛井	左右岸	900	溢水等	(避)松岡小学校 (団)松岡分団 (水)2 部（消防団）	積土のう 等
今堤川	B-9	千歳	左右岸	250	溢水等	(避)桃園小学校 (団)桃園分団 (水)山津部（消防団）	積土のう 等

(2) 水防区域 (C)

洪水、津波または高潮に際し、水防上注意を要する区域で、次に該当するもの。

- 改修済み区間において、計画以上の洪水または高潮が発生した場合に相当な被害が生じる恐れがあると認められる区域。
- 過去に大きな災害発生はないが、未改修あるいは相対的に堤防が貧弱で注意を要する箇所。

(大分県管理河川)

河川名	記号	危険箇所			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫(所管)	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
清水川	C-1	毛井	左右岸	300	溢水等	(避)松岡小学校 (団)松岡分団 (水)2部(消防団)	積土のう 等
戸次古 川	C-2	中戸次	右岸	900	溢水等	(避)大南公民館 (団)戸次分団 (水)5部2班(消防団)	積土のう 等
佐野川	C-3	佐野	右岸	400	溢水等	(避)丹生小学校 (団)丹生分団 (水)2部(消防団)	積土のう 等
河原内 川	C-5	竹中	左岸 右岸	200 450	溢水等	(避)竹中中学校 (団)竹中分団 (水)1部1班(消防団)	積土のう 等
住吉川	C-6	新川	左右岸	400	溢水等	(避)浜町保育所 (団)中島分団 (水)浜町部(消防団)	積土のう 等
原川	C-7	向原	左右岸	1,100	溢水等	(避)日岡小学校 (団)日岡分団 (水)日岡部(消防団)	積土のう 等
今堤川	C-8	皆春	左右岸	1,000	溢水等	(避)桃園小学校 (団)桃園分団 (水)山津部(消防団)	積土のう 等
丹生川	C-9	里	左右岸	1,100	溢水等	(避)和光保育園 (団)小佐井分団 (水)坂ノ市出張所(消防署)	積土のう 等
屋山川	C-10	屋山	左右岸	700	溢水等	(避)大分東高等学校 (団)小佐井分団 (水)坂ノ市出張所(消防署)	積土のう 等
大谷川	C-11	宮河内	左右岸	1,850	溢水等	(避)川添小学校 (団)川添分団 (水)1部(消防団)	積土のう 等
志生木 川	C-13	志生木 あそだ橋~柿木橋 まで	左右岸	600	溢水等	(避)(旧)大志生木小学校 (団)志生木分団 (水)2部(消防団)	積土のう 等
小猫川	C-14	木佐上 大原橋~新今治橋 まで	左右岸	900	溢水等	(避)こうぎき小学校 (団)本神崎分団 (水)3部(消防団)	積土のう 等
轟川	C-15	木佐上 木佐上大前橋~小 猫川合流点まで	左右岸	500	溢水等	(避)(旧)木佐上小学校 (団)本神崎分団 (水)3部(消防団)	積土のう 等
赤井川	C-16	木佐上 木佐上神社~小猫 川合流点まで	左右岸	800	溢水等	(避)(旧)木佐上小学校 (団)本神崎分団 (水)3部(消防団)	積土のう 等

3.4 重要浸水区域の設定箇所（大分県管理河川）

過去 10 年間のうち一回の洪水、津波または高潮により家屋 10 戸以上が浸水した区域。

河川名	記号	特に浸水する区域			予想される 水害の種類	避難場所 消防団 水防資材倉庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長(m)			
尼ヶ瀬川	E-1	尼ヶ瀬	左右岸	400	溢水等	(避)城南小・中学校 (団)南大分分団 (水)南大分分署（消防署）	積土のう 等
祓川	E-2	八幡	左右岸	900	溢水等	(避)八幡小学校 (団)八幡分団 (水)中央部（消防団）	積土のう 等
住吉川	E-3	中島西三丁目から 下流	左右岸	1,100	溢水等	(避)浜町保育所、碩田学園 (団)中島分団 (水)浜町部（消防団）	積土のう 等
住吉川	E-4	田室町、大道町	左右岸	1,400	溢水等	(避)大分西高、大道小 (団)大道分団 (水)西部（消防団）	積土のう 等
大谷川	E-5	宮河内	左右岸	350	溢水等	(避)川添小学校 (団)川添分団 (水)1部（消防団）	積土のう 等
北鼻川	E-6	毛井、松岡	左右岸	900	溢水等	(避)松岡小学校 (団)松岡分団 (水)2部（消防団）	積土のう 等
米良川	E-7	津守、片島	左右岸	1,100	溢水等	(避)滝尾小、森岡校区公民館 (団)滝尾分団 (水)片島部（消防団）	積土のう 等
戸次古川	E-8	中戸次、下戸次	左右岸	900	溢水等	(避)大南公民館 (団)戸次分団 (水)5部2班（消防団）	積土のう 等
本田川	E-9	東上野	右岸	400	溢水等	(避)坂ノ市小学校 (団)坂ノ市分団 (水)坂ノ市出張所（消防署）	積土のう 等
湊川	E-10	本神崎河内地区	左右岸	500	溢水等	(避)こうざき小学校 (団)本神崎分団 (水)3部（消防団）	積土のう 等

3.5 災害危険予想地域の指定

市は、水害、高潮、津波等による災害が発生すると予想される危険地域について、関係機関と共同して防災パトロールを実施し、調査の内容を台帳に記録確認するとともに、災害予防対策上必要な措置について定める。〔大分市地域防災計画「風水害等対策編」2-1-6「災害危険予想地域指定計画」〕
災害危険予想地域については、「資料1」を参照。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

大分地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

警報・注意報等の発表基準
(ア) 大雨・洪水・高潮

府県予報区	一次細分区域	市町村等	
大分県	中部	大分市	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	93
	洪水	流域雨量指数基準	米良川流域=4.7、大谷川流域=5.4、原川流域=5.3 河原内川流域=11.4、祓川流域=6.4、 住吉川流域=9.3、丹生川流域=14、 本田川流域=6.9、小猫川流域=8.7、 志生木川流域=9.8、尾田川流域=7、 屋山川流域=6.3、判田川流域=6.5、北鼻川流域=4、 戸次古川流域=6.8、今堤川流域=5.2 尼ヶ瀬川流域=3.2
		複合基準	大谷川流域=(7、4.2)、祓川流域=(7、6.4)、 住吉川流域=(7、9.3)、本田川流域=(7、5.7)、 小猫川流域=(7、6.4)、大野川流域=(11、68.3)、 乙津川流域=(7、7.9)、判田川流域=(7、6.5)、 立小野川流域=(7、4.9)、七瀬川流域=(7、22.1)、 北鼻川流域=(7、3.2)、戸次古川流域=(7、6.8)、 尼ヶ瀬川流域=(7、3)
		指定河川洪水予報 による基準	大野川水系〔白滝橋〕、大分川〔府内大橋・同尻〕、 七瀬川〔胡麻鶴〕
高潮	潮位	1.4m	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	24
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	149
	洪水	流域雨量指数基準	米良川流域=5.9、大谷川流域=6.8、原川流域=6.7、 河原内川流域=14.3、祓川流域=8、住吉川流域=11.7、 丹生川流域=17.6、本田川流域=8.7、小猫川流域=10.9、 志生木川流域=12.3、尾田川流域=8.8、屋山川流域=7.9、 判田川流域=8.2、北鼻川流域=5.1、戸次古川流域=8.5、 今堤川流域=6.6、尼ヶ瀬川流域=4.1
		複合基準	祓川流域=(11、7.2)、大野川流域=(11、76.8)、 判田川流域=(11、7.3)、立小野川流域=(11、5.5)、 七瀬川流域=(11、24.9)、北鼻川流域=(11、3.5) 戸次古川流域=(11、7.6)、尼ヶ瀬川流域=(11、3.3)
		指定河川洪水予報 による基準	大野川水系〔白滝橋〕、大分川〔府内大橋・同尻〕、 七瀬川〔胡麻鶴〕
高潮	潮位	2.1m	
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110 mm	
<p>【備考】</p> <p>※土壌雨量指数は1 km四方毎に設定しているが、市内における基準の最低値を掲載。</p> <p>※「○○川流域=○」は、「○○川流域の雨量指数○以上」を意味する。</p> <p>※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を意味する。</p> <p>※「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を、氾濫警戒情報又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。</p> <p>※潮位の基準面は、東京湾平均海面(TP)である。</p>			

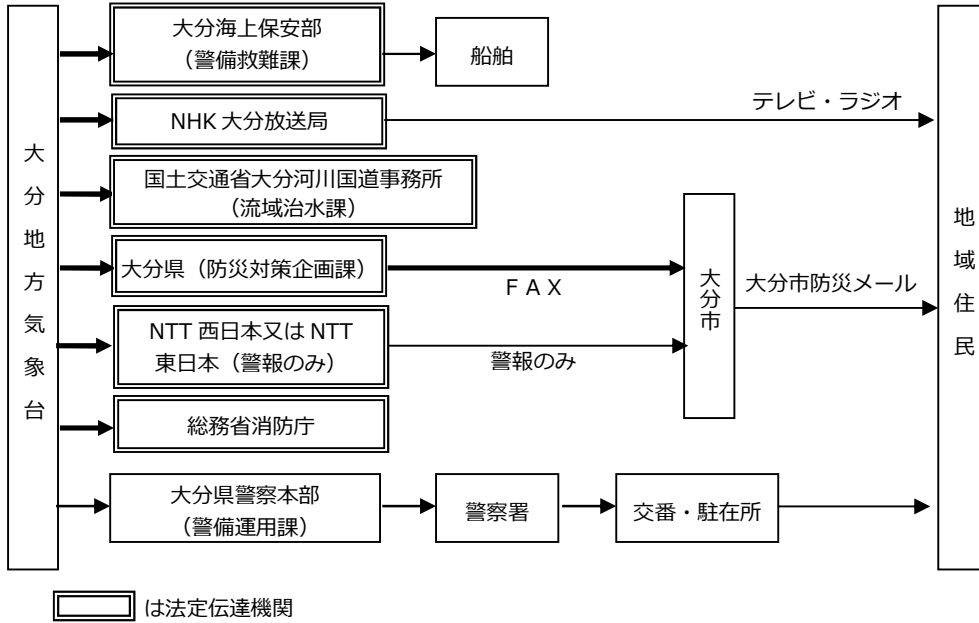
(イ) 津波

津波予報区		区域	
大分県瀬戸内海沿岸		大分県（関崎東端から大分県と宮崎県との境界線までを除く）	
大分県豊後水道沿岸		大分県（関崎東端から大分県と宮崎県との境界線までに限る）	
種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表（津波の高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表
大津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超（10m<予想高さ）	巨大
		10m（5m<予想高さ≤10m）	
		5m（3m<予想高さ≤5m）	
津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m（1m<予想高さ≤3m）	高い
津波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下の場合であって津波による災害の恐れがある場合	1m（0.2m≤予想高さ≤1m）	（表記しない）
津波 予報	0.2m未滿の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未滿の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。	
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。	
津波 情報	種類	内容	
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。	
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。	
<p>1 津波警報・注意報を発表した後も分析を続け、断層について詳細が分かった時点で津波の予測を見直す。その結果、最初の警報・注意報よりも津波が小さい、あるいは発生しない可能性が高いことが確認できれば、警報・注意報の切り替えや解除を行う。また、実際に津波が観測された場合など、逐次得られる観測データに基づいて、津波警報・注意報の更新を行う。</p> <p>2 「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言う。</p> <p>3 津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。沿岸の津波観測に関する情報では、観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように、一定の基準を満たすまでは数値を発表せず、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」または「推定中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>			

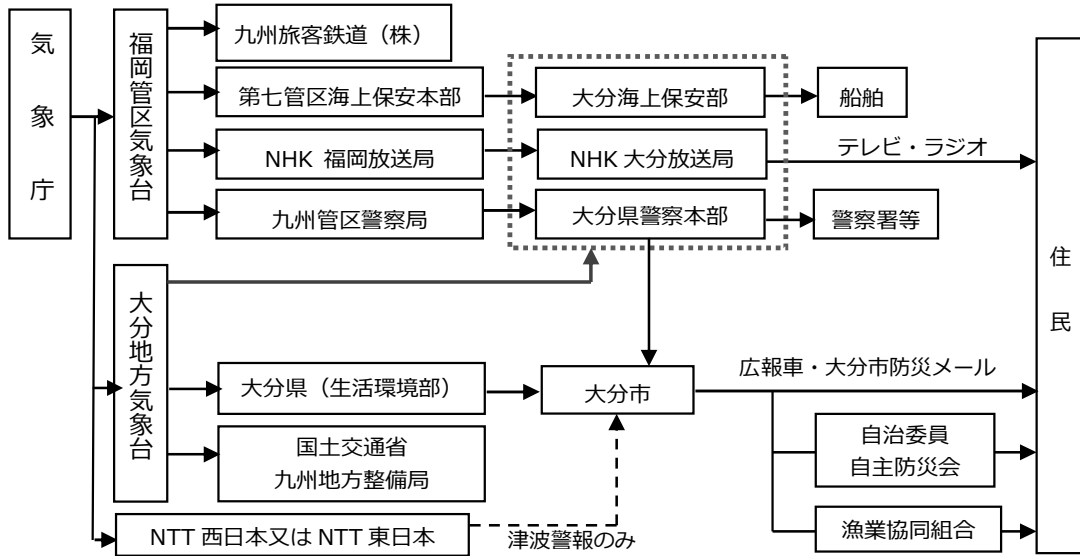
参考：気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の「大津波警報」が特別警報に位置付けられる。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

①大雨・洪水等の場合



②津波の場合



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき 【警戒レベル2 相当情報 [洪水]】
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき 【警戒レベル3 相当情報 [洪水]】
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき 【警戒レベル4 相当情報 [洪水]】
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき 【警戒レベル5 相当情報 [洪水]】

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区域
大分川	大分川	両岸 由布市挾間町下市 277 番地の 1 地先の国道橋から海まで
七瀬川	七瀬川	両岸 大分市大字廻栖野 2669 番地の 2 地先の旧田吹橋から大分川への合流点まで
大野川水系	大野川	左岸 大分市大字竹中字小屋 4969 番地の 6 地先から海まで 右岸 大分市大字上戸次字塩木 3865 番地先から海まで
	乙津川	両岸 大野川からの分派点から海まで
	判田川	左岸 大分市大字下判田字迫 1732 番の 1 地先から大野川への合流点まで 右岸 大分市大字下判田字小路 1712 番の 1 地先から大野川への合流点まで
	立小野川	両岸 大分市大字下判田字屋敷田 3942 の 8 地先の国道橋から判田川への合流点まで

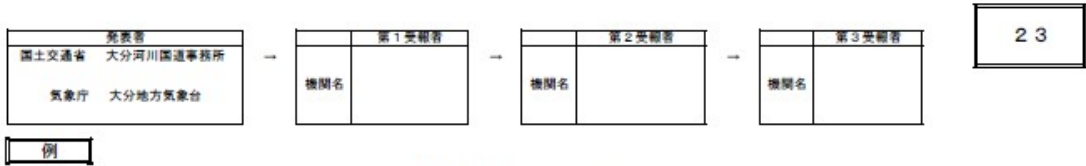
②洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域名	観測所名	地先名
大分川	同 尻	由布市挾間町鬼崎地先
	府内大橋	大分市光吉地先
七瀬川	胡麻鶴	大分市廻栖野地先
大野川水系	白滝橋	大分市中戸次地先

③基準観測所における水位等

観測所名	大分川		七瀬川	大野川水系
	同尻	府内大橋	胡麻鶴	白滝橋
水防団待機水位	3.20m	3.30m	2.00m	4.30m
氾濫注意水位 (警戒水位)	3.80m	3.90m	2.80m	5.40m
避難判断水位	4.40m	6.60m	4.20m	7.40m
氾濫危険水位 (危険水位)	4.80m	7.00m	4.70m	8.60m

④洪水予報の発表形式（大分河川国道事務所発表文例）



例

大分川氾濫注意情報

大分川洪水予報第 号
洪水注意報（発表）
令和 年 月 日 時 分
おおいとかせんこくどうじむしょ・おおいちちほうきょうだい
大分河川国道事務所・大分地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】大分川水系では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】大分川の同尻水位観測所（由布市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】大分川の府内大橋水位観測所（大分市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨 量）

現在、1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
大分川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ
流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
大分川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

（水 位）

大分川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
同尻 水位観測所 (由布市)	00日 00時分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■		
	00日 01時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 02時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 03時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 04時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 05時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 06時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
府内大橋 水位観測所 (大分市)	00日 00時分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■		
	00日 01時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 02時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 03時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 04時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 05時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日 06時分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	同戻水位観測所	府内大橋水位観測所	
	由布市	大分市	
レベル4 氾濫危険水位※	4.80	7.00	
レベル3 避難判断水位※	4.40	6.60	
レベル2 氾濫注意水位	3.80	3.90	
レベル1 水防団待機水位	3.20	3.30	
受け持ち区間	大分川 左岸 由布市挾間町下市(国管理区間上流端：天神橋)から大分市畑中(七瀬川合流点)	大分川 左岸 大分市畑中(七瀬川合流点)から大分市豊海(海)	
	右岸 由布市挾間町鬼崎(国管理区間上流端：天神橋)から大分市先吉(七瀬川合流点)	右岸 大分市先吉(七瀬川合流点)から大分市西ノ州(海)	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大分県大分市住吉校区、大分県大分市中島校区、大分県大分市春日校区、大分県大分市荷揚校区、大分県大分市長浜校区、大分県大分市大道校区、大分県大分市金池校区、大分県大分市豊府校区、大分県大分市南大分校区、大分県大分市城南校区、大分県大分市荏隈校区、大分県大分市真来校区、大分県大分市宗方校区、大分県大分市穂田校区、大分県大分市横瀬校区、大分県大分市横瀬西校区、大分県由布市挾間町	大分県大分市住吉校区、大分県大分市中島校区、大分県大分市春日校区、大分県大分市荷揚校区、大分県大分市長浜校区、大分県大分市津留校区、大分県大分市東大分校区、大分県大分市日岡校区、大分県大分市桃園校区、大分県大分市大道校区、大分県大分市金池校区、大分県大分市滝尾校区、大分県大分市豊府校区、大分県大分市南大分校区、大分県大分市城南校区、大分県大分市荏隈校区、大分県大分市鷹野校区、大分県大分市寒田校区、大分県大分市東穂田校区	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

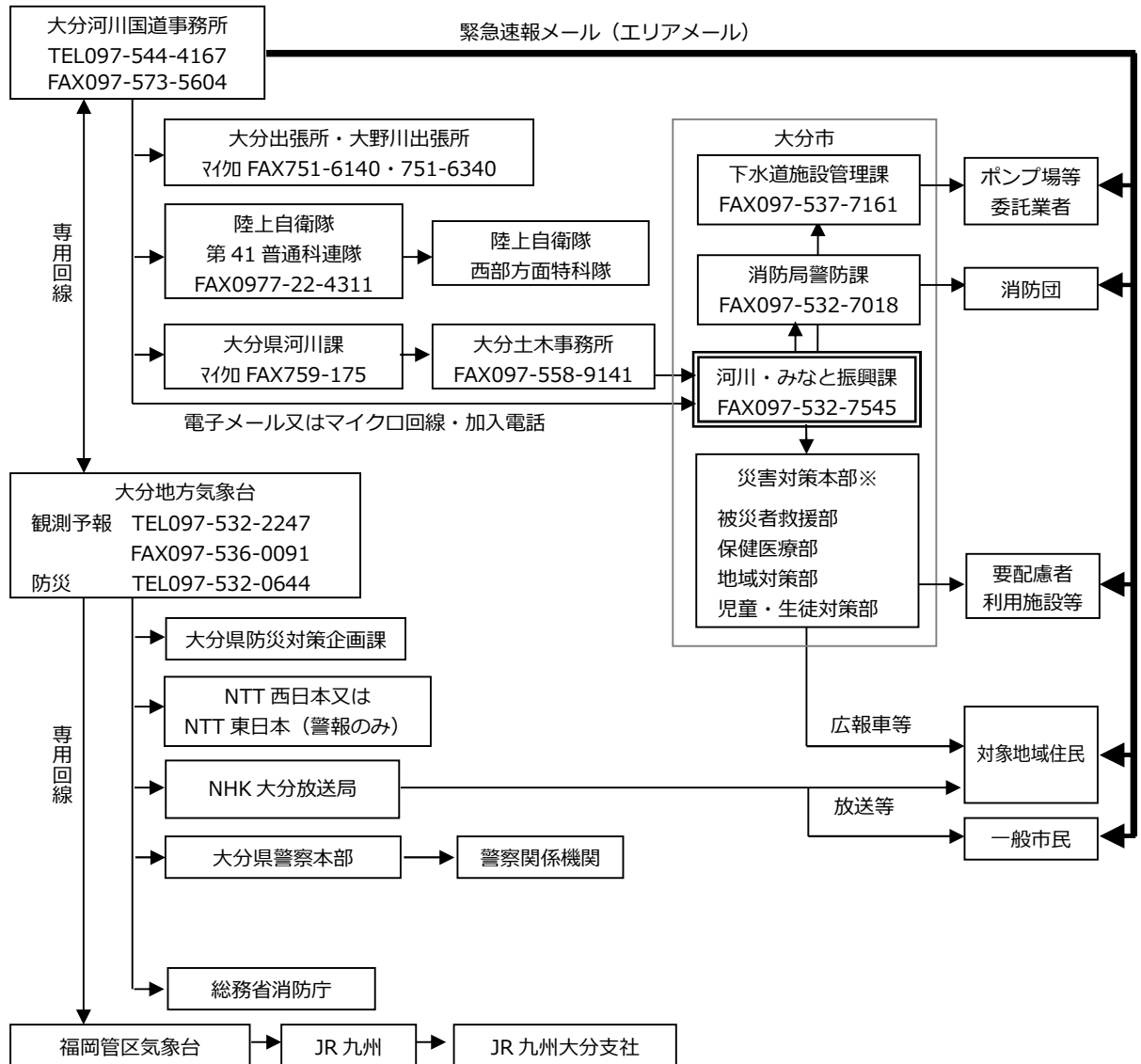
	パソコンから
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 大分河川国道事務所 調査第一課
気象関係：気象庁 大分地方気象台

電話： 097-544-4167
電話： 097-532-0644

⑤洪水予報の伝達経路及び手段（大分川、七瀬川、大野川水系洪水予報伝達系統図）



※大分市地域防災計画 資料編「42 (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図」、
「42 (3) 水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図」参照

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

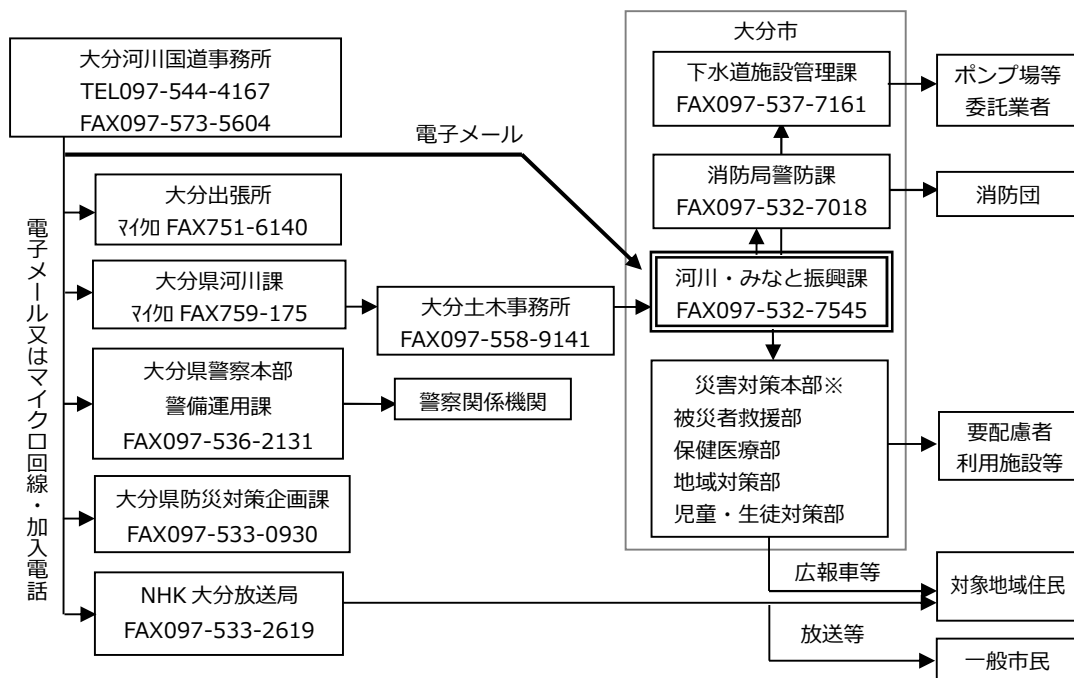
①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	延長	区域
賀来川	左岸 2,200m 右岸 2,100m	大分市大字宮苑字中村 331 番地先の宮苑井堰下流端から大分川合流点まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	計画高水位
賀来川	宮苑	大分市大字宮苑地先	1.90m	2.50m	2.70m	3.20m	3.929m

③水位到達情報の伝達経路及び手段（賀来川避難判断水位情報伝達系統図）



※大分市地域防災計画 資料編「42(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図」、
「42(3) 水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図」参照

④水位到達情報の発表形式（大分河川国道事務所発表文例）

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 大分河川国道事務所	機関名	機関名	機関名

→ → →

正規

賀来川氾濫注意情報

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
国土交通省 大分河川国道事務所発表
(第〇号)

【主 文】

【警戒レベル2相当情報[洪水]】賀来川の宮苑水位観測所（大分市）では、〇日〇時〇分に氾濫注意水位（2.50 m）に達しました。

洪水に関する情報に注意してください

（参 考）

宮苑水位観測所（大分市）
受け持ち区間：賀来川

左岸 大分市宮苑（国管理区間上流端：宮苑井堰）から大分市賀来南（大分川合流点）

右岸 大分市東院（国管理区間上流端：宮苑井堰）から大分市東院（大分川合流点）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	3.20 m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	2.70 m	避難準備などの氾濫発生に対する注意を求める段階
氾濫注意水位	2.50 m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険個所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 大分河川国道事務所調査第一課 企画係 電話：097-544-4167 (内線) 354

（参 考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

(3) 大分県が行う水位到達情報の通知

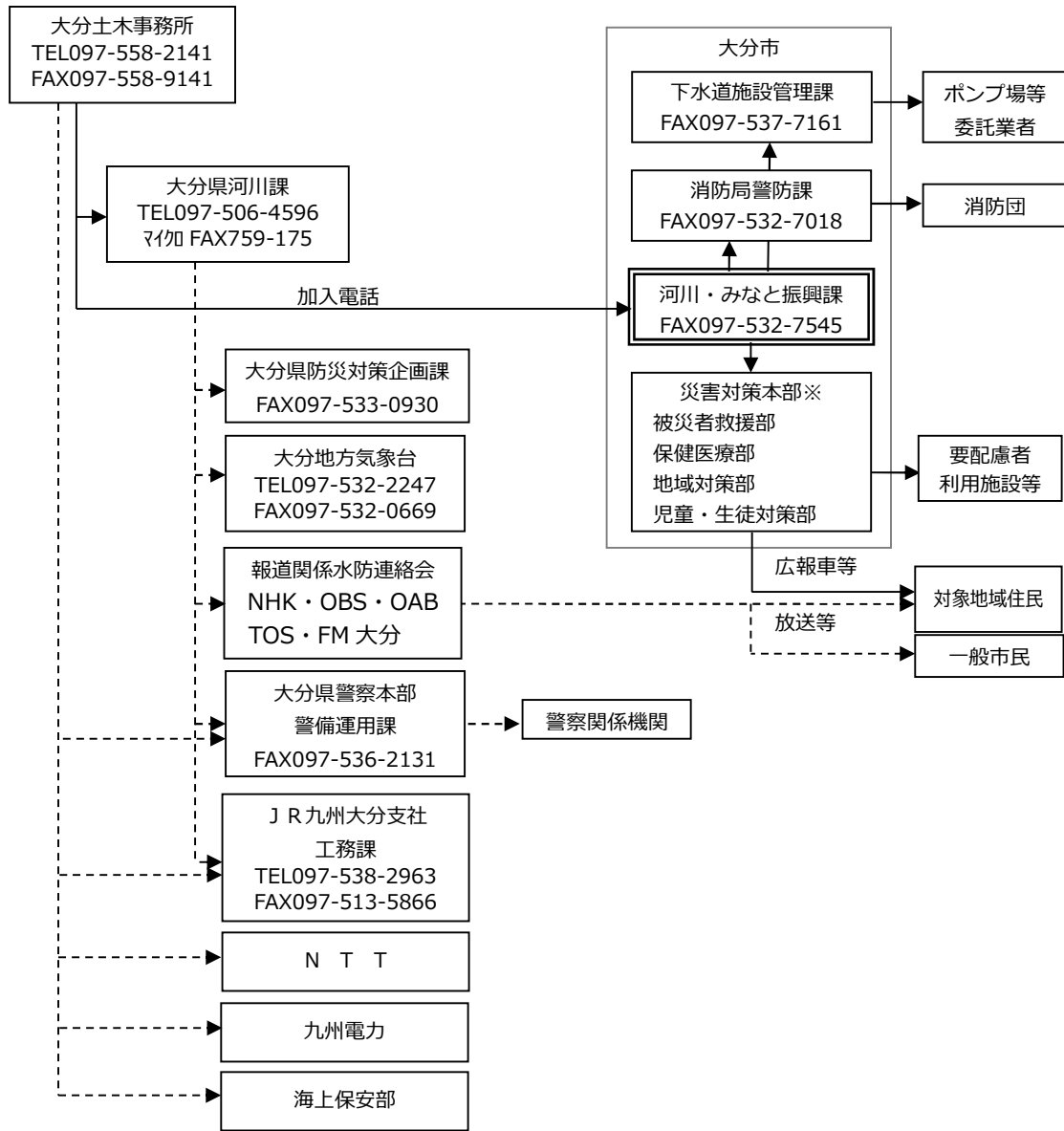
①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	延長	区域
米良川	両岸 1,000m	大分市大字津守の豊肥線鉄橋から大字津守の大分川合流点まで
尼ヶ瀬川	両岸 1,700m	大分市大字荏隈から大字荏隈の大分川合流点まで
七瀬川	両岸 700m	大分市大字野津原の舟平橋から一ノ瀬橋の上流 100m の区間
大野川	左岸 800m 右岸 2,500m	左岸 大分市大字端登の筒井大橋上下流 800m の区間 右岸 大分市大字上戸次から大字上戸次の吉野川合流点まで
北鼻川	両岸 900m	大分市大字松岡から大字毛井の乙津川合流点まで
戸次古川	両岸 1,500m	大分市大字下戸次の湯ノ谷橋から大字下戸次の大野川合流点まで
河原内川	左岸 1,100m 右岸 1,600m	左岸 大分市大字竹中の新竹中橋下流 100m の地点から大字竹中の瓜生橋まで 右岸 大分市大字竹中の新竹中橋から大字端登まで
祓川	両岸 1,400m	大分市大字八幡の八幡橋から下八幡橋の上流 100m の区間まで
住吉川	両岸 4,600m	大分市大字三芳から大字弁天の河口まで
原川	両岸 2,600m	大分市大字小池原の池平橋から河口まで
今堤川	両岸 1,100m	大分市大字千歳の今堤橋から大字三川下の原川合流点まで
丹生川	両岸 1,900m	大分市大字里の新常盤橋から河口まで
尾田川	右岸 1,900m	大分市大字木田字塚から大字里の丹生川合流点まで
屋山川	左岸 850m 右岸 350m	左岸 大分市大字屋山の上屋山橋から大字屋山の屋山橋まで 右岸 大分市大字屋山の村中橋から大字屋山の屋山橋まで
小猫川	両岸 4,200m	大分市大字木佐上の大原橋から河口まで
志生木川	両岸 1,600m	大分市大字志生木あそだ橋から江ノ脇橋まで

②避難判断水位及び氾濫危険水位の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)
米良川	木の元橋	大分市大字片島地先	1.70m	2.60m	3.20m	3.80m
尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	大分市大字荏隈地先	1.00m	2.10m	2.40m	3.30m
七瀬川	一ノ瀬橋	大分市大字野津原地先	1.20m	1.80m	2.10m	2.70m
大野川	筒井大橋	大分市大字上戸次地先	3.40m	7.20m	10.90m	12.10m
北鼻川	大堀樋門	大分市大字毛井地先	3.70m	4.60m	5.00m	5.60m
戸次古川	静橋	大分市大字下戸次	0.30m	1.80m	2.30m	3.40m
河原内川	瓜生橋	大分市大字竹中	0.90m	1.60m	2.00m	2.30m
祓川	祓川	大分市大字八幡	0.60m	1.00m	1.40m	1.70m
住吉川	西田室橋	大分市大字駄原	1.50m	1.80m	1.80m	2.50m
原川・今堤川	日岡橋	大分市高松東	2.30m	2.80m	3.10m	3.20m
丹生川	川田橋	大分市大字里	1.80m	3.10m	3.80m	4.50m
尾田川	宮崎橋	大分市大字市尾	1.60m	2.10m	2.70m	3.50m
屋山川	屋山橋	大分市大字屋山	1.10m	1.20m	1.20m	1.40m
小猫川	桜橋	大分市大字本神崎	0.80m	2.00m	2.30m	2.60m
志生木川	十谷橋	大分市大字志生木	1.00m	1.30m	1.70m	1.80m

③水防警報、避難判断水位及び氾濫危険水位通知の伝達経路及び手段（大分県発表）



(- - - - ->) は必要に応じて

※大分市地域防災計画 資料編「42 (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図」、
「42 (3) 水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図」参照

④水位到達情報の発表形式（大分県発表文例）

警戒レベル3相当		令和 年 月 日
送信元		送信先

〇〇川避難判断水位情報【第1号】

（様式-7）

（観測所名：△〇橋）

令和	年	月	日	発表	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
<p style="text-align: center;">△〇川 の水位は、 日 時 分 には</p> <p style="text-align: center;">〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく</p> <p style="text-align: center;">高齢者等避難の発令の目安となる 避難判断水位 _____ m に達し、</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> [<ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">イ. 尚、上昇しています。 <li style="margin-bottom: 5px;">ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇しています。] </div> <p style="text-align: center;"> 厳重な警戒をして下さい。 ※なお、避難指示の発令の目安は「氾濫危険水位」です。 （「避難判断水位」は高齢者等避難の発令の目安となりました） </p> <p style="text-align: center;"> ※市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。 </p> <p style="text-align: center; font-size: small;"> （水防団待機水位： _____ m）（氾濫注意水位： _____ m）（避難判断水位： _____ m）（氾濫危険水位： _____ m） </p>					

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない場合もある。

4.4.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発表基準
第1段階 (待機)	・水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 ・又は出勤時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出勤人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。	大分地方気象台の雨または高潮等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。
第2段階 (準備)	・水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出勤できるように準備をする旨を警告するもの。	各水位観測所が水防団待機水位に達してから水位上昇し水防の必要があると判断されるとき。
第3段階 (出勤)	・水防団員が出勤する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位に達し、以降水位上昇し破堤の公算大のとき。
第4段階 (解除)	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下がり再び増水する恐れがないと判断されるとき。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域名

河川名	延長	区域
大分川	左岸 17,750m 右岸 18,250m	両岸 由布市挾間町下市 277 番地の1地先の国道橋から海まで
賀来川	左岸 2,200m 右岸 2,100m	両岸 大分市大字宮苑字中村 331 番地先の宮苑井堰下流から幹川合流点まで
七瀬川	左岸 6,600m 右岸 7,500m	両岸 大分市大字廻栖野 2669 番地の2地先の旧田吹橋から幹川合流点まで
大野川	左岸 20,100m 右岸 19,500m	左岸 大分市大字竹中字小屋 4969 番地の6地先から海まで 右岸 大分市大字上戸次字塩木 3865 番地先から海まで
乙津川	左岸 11,300m 右岸 11,100m	両岸 幹川分派点から海まで
判田川	左岸 1,320m 右岸 1,250m	両岸 大分市大字中判田字一丁田 1478 番の2地先の国道橋から大野川の合流点まで
立小野川	左岸 220m 右岸 200m	両岸 大分市大字下判田字屋敷田 3942 番の8地先の国道橋から判田川の合流点まで

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位
大分川	同尻	由布市挾間町鬼崎	3.20m	3.80m	4.40m	4.80m	改修 区域外
	府内大橋	大分市大字光吉	3.30m	3.90m	6.60m	7.00m	7.888m
賀来川	宮苑	大分市大字宮苑	1.90m	2.50m	2.70m	3.20m	3.929m
七瀬川	胡麻鶴	大分市大字廻栖野	2.00m	2.80m	4.20m	4.70m	4.847m
大野川	白滝橋	大分市大字中戸次	4.30m	5.40m	7.40m	8.60m	10.514m
	鶴崎橋	大分市大字志村	3.00m	3.80m	—	—	7.082m
判田川・立小野川	昆布刈橋	大分市大字中判田	1.70m	2.40m	—	—	3.990m

③水防警報の発表形式（大分河川国道事務所発表文例）

正規

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
大分川	同尻水位観測所	第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分 国土交通省 大分河川国道事務所発表

【現 況】
大分川の同尻水位観測所（由布市）の水位は、〇日〇時〇分現在 〇.〇〇mです。

【発 表】
水防機関は出動してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
同尻			○	
府内大橋				
胡麻鶴				
宮苑				
白滝橋				
鶴崎橋				
昆布刈橋				

（参考）
同尻水位観測所（由布市）
受け持ち区間：大分川
左岸 由布市挾間町下市（国管理区間上流端：天神橋）から大分市畑中（七瀬川合流点）
右岸 由布市挾間町鬼崎（国管理区間上流端：天神橋）から大分市光吉（七瀬川合流点）

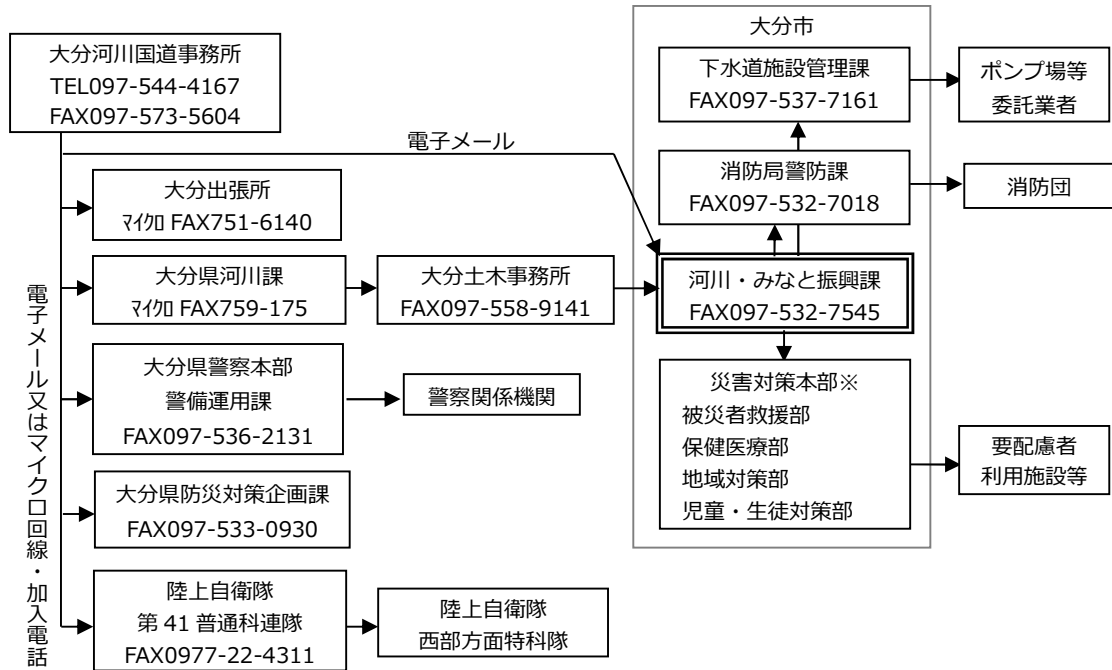
問い合わせ先
国土交通省 大分河川国道事務所調査第一課 企画係 電話：097-544-4167 （内線）354

（参考）
同尻【大分県由布】
計画高水位 ： m
氾濫危険水位 ： 4.80 m
避難判断水位 ： 4.40 m
氾濫注意水位 ： 3.80 m
水防団待機水位 ： 3.20 m

（参考）
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

④水防警報の伝達経路及び手段（国土交通省発表の水防警報伝達系統図）



※大分市地域防災計画 資料編「42 (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等に対する洪水予報等の伝達系統図」、
「42 (3) 水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図」参照

(3) 県が行う水防警報

- ①水防警報を行う河川名、区域・・・P27 参照
- ②水防警報の対象となる基準観測所・・・P27 参照
- ③水防警報の伝達経路及び手段・・・P28 参照

水防警報 の種類	様式 1	様式 2	様式 3	様式 4	様式 5	様式 6
	待機	準備	出動	待機	解除	流木警報

④水防警報の発表形式（大分県発表文例）

警戒レベル2相当	令和 年 月 日
送信元	送信先

水 防 警 報

（観測所名： 橋）

（様式-3）

水防警報第 号	種 別 出 動	河 川 名
令和 年 月 日	発表	
<p>_____の水位は、___日_____時_____分には</p> <p>はん蓋注意水位に達し、</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>イ. 尚、上昇していますので</p> <p>ロ. 1時間に _____cmの割合で上昇していますので</p> </div> <p>_____ 出 動 して厳重に警戒して下さい。</p> <p>（水防団待機水位： _____ m）（はん蓋注意水位： _____ m）（避難判断水位： _____ m）（はん蓋危険水位： _____ m）</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-6)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	出 動	
令和 年 月 日 時 分 発 表		
_____水系 _____川 _____付近で、		
流木が、 _____イ、確認されましたので、		
_____ロ、流出すると推測され、		
今後の増水によっては、下流に危険を及ぼす恐れがあります。		
また、他の地点でも流木の発生する可能性がありますので、十分注意して下さい。		
(水防固待機水位： _____ m) (冠氾注意水位： _____ m)		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者氏名	受信者氏名	時 刻

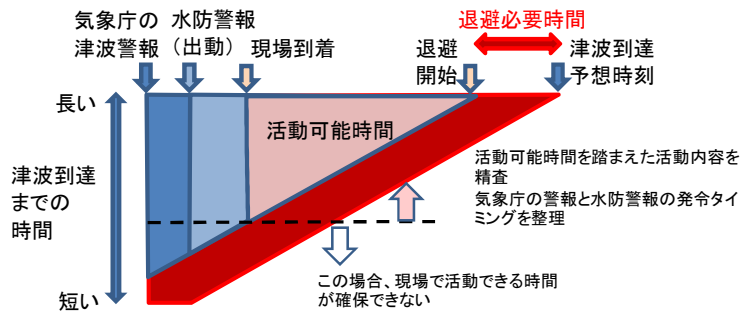
4.4.3 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りの機関に通知するものとする。（※津波警報時は、未指定海岸区域も含む。）

※日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となっている。

※各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合にのみ発表する。

- ①日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ②日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地域までの津波到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分確保できる場合

種類	内容	発表基準
第1段階 (出動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき
第2段階 (解除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	・気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき ・水防活動の必要があると認められなくなったとき

(2) 水防警報の伝達経路及び手段

- ①水防警報の伝達経路及び手段は、P28「③水防警報、避難判断水位及び氾濫危険水位通知の伝達経路及び手段（大分県発表）」を参照。

②水防警報の発表形式（大分県発表文例）

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水防警報(津波)

(様式-11)

水防警報第 号	種 別	河川・海岸名
	出 動	

令和 年 月 日 時 分 発表

_____ 日 _____ 時 _____ 分に津波警報（大津波・津波）が発表され、
 _____ 沿岸では _____ m の津波が予想されています。
 津波到達時刻は、_____ 沿岸では _____ 日 _____ 頃と
 予想されています。
出 動 し、水防活動を行ってください。
 水防活動の実施後は、速やかに退避してください。
 引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。
 ※ 緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。
 (水防固待機水位: _____ m) (氾濫注意水位: _____ m) (避難判断水位: _____ m) (氾濫危険水位: _____ m)

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者機氏名	受信者機氏名	時 刻

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位・潮位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が 19 箇所あるほか、国土交通省管理 7 箇所がある。潮位観測所は、海上保安庁の 1 箇所（大分：大分市大字三佐）がある。

(指定水位観測所)

河川名	観測所名	位置（大字）	量水標管理者
大分川	同尻	由布市挾間町 鬼崎	国交省
大分川	府内大橋	光吉	国交省
賀来川	宮苑	宮苑	国交省
尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	荏隈	大分県
七瀬川	胡麻鶴	廻栖野	国交省
七瀬川	一ノ瀬橋	野津原	大分県
祓川	祓川	八幡	大分県
住吉川	西田室橋	駄原	大分県
米良川	木の元橋	片島	大分県
原川・今堤川	日岡橋	高松東	大分県
北鼻川	大堀樋門	毛井	大分県
大野川	白滝橋	中戸次	国交省
大野川	鶴崎橋	志村	国交省
大野川	筒井大橋	上戸次	大分県
判田川	昆布刈橋	中判田	国交省
戸次古川	静橋	下戸次	大分県
河原内川	瓜生橋	竹中	大分県
丹生川	川田橋	里	大分県
尾田川	宮崎橋	市尾	大分県
屋山川	屋山橋	屋山	大分県
小猫川	桜橋	本神崎	大分県
志生木川	十谷橋	志生木	大分県

(その他の水位観測所)

河川名	観測所名	位置（大字）	量水標 管理者	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位
大分川	明礮橋	奥田	国交省	3.10m	3.70m	—	—
大分川	広瀬橋	古国府	国交省	3.80m	4.40m	—	—
大分川	弁天島	大津町	国交省	3.50m	4.00m	—	—
大野川	大津留	大津留	国交省	4.80m	6.20m	—	—
大野川	家島	青崎	国交省	3.50m	4.50m	—	—
乙津川	高田橋	森	国交省	0.00m	1.50m	—	—

(2) 水位の通報

①水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は 4.2 の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を県水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。

(3) 水位の公表

①量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況をインターネットにより公表するものとする。

国土交通省

(川の防災情報)

<https://www.river.go.jp> (携帯端末と共通)

(川の水位情報 危機管理型水位計)

<https://k.river.go.jp> (携帯端末と共通)

大分県 (雨量・水位観測情報)

<http://river.pref.oita.jp/> 携帯端末用 <http://river.pref.oita.jp/mobile/>

【川の防災情報】



【川の水位情報】



5.2 雨量の観測 (雨量観測所)

市内及び市が関係する雨量観測所は、県管理の雨量観測所が 4 箇所あるほか、国土交通省管理 5 箇所、気象庁管理の気象観測所 (雨量) 2 箇所がある。

(雨量観測所)

河川名	観測所名	所在地	所管
大分川	大分	光吉	国交省
七瀬川	今市	今市	国交省
七瀬川	今市	今市	大分県
七瀬川	下原	下原	国交省
その他	大分 (気象)	長浜町	気象庁
原川	明野野中公園	明野東	大分県
原川	大分土木	向原西	大分県
大野川	鶴崎橋	志村	国交省
大野川	中戸次	中戸次	国交省
志生木川	志生木	志生木	大分県
その他	佐賀関 (気象)	佐賀関	気象庁

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 <https://www.jma.go.jp/>
 国土交通省 防災情報提供センター

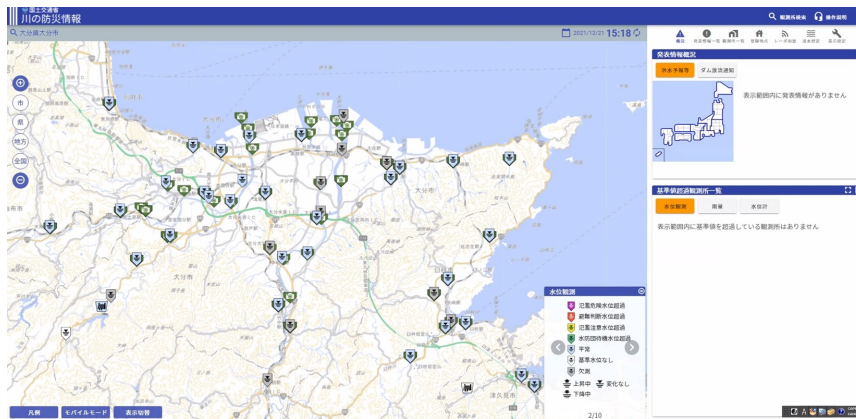
<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>



- [1] 川の防災情報
- [2] 気象警報・注意報
- [3] 気象情報
- [4] 雨雲の動き
- [5] 地震情報
- [6] 津波警報・予報
- [7] 噴火警報・警報・予報
- [8] 水位関連情報

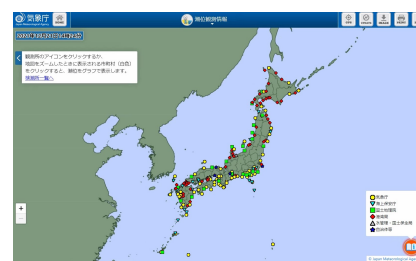
(2) 雨量・河川水位

国土交通省 ・川の防災情報 <https://www.river.go.jp> (携帯端末と共通)



(3) 潮位・波高

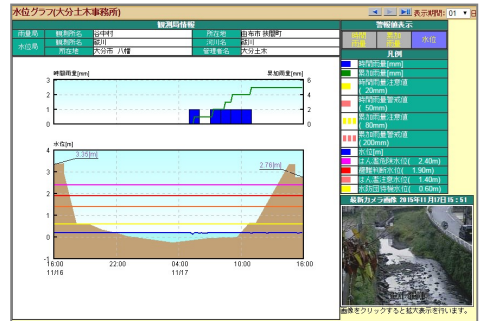
国土交通省 ・海の防災情報 (ナウファス) <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
 気象庁 ・潮位観測情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>
 ・波浪観測情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=wave>



(4) 大分県

- ・大分県 雨量・水位観測情報 <http://river.pref.oita.jp/>
 【携帯版】 <http://river.pref.oita.jp/mobile/>

管理番号	川名	橋名	所在地	最新観測時刻	観測値	警報値	河川水位	観測値	警報値	
大分土木	東長川	水ノ元橋	大分市 長島	2018/04/21 18:10	1.70	2.60	3.20	3.80	→ 116	0.00
大分土木	尾崎川	尾崎橋	大分市 尾崎	2018/04/21 18:10	1.80	2.10	2.40	3.30	→ 068	0.00
大分土木	大野川	龍野大橋	大分市 芝所支	2018/04/21 18:10	3.40	2.20	10.00	12.10	↓ 0.80	-0.01
大分土木	北長川	大畑橋	大分市 毛井	2018/04/21 18:10	3.70	4.60	5.00	5.60	→ 310	0.00
大分土木	河野内川	河生橋	大分市 竹中	2018/04/21 18:10	0.80	1.80	2.00	2.30	→ 052	0.00
大分土木	扇川	扇川	大分市 八幡	2018/04/21 18:10	0.60	1.40	1.90	2.40	↑ 0.22	0.01
大分土木	吾妻川	吾妻橋	大分市 吾妻	2018/04/21 18:10	1.50	2.20	2.60	3.00	↓ 0.01	-0.01
大分土木	扇川(幸徳川)	日原橋	大分市 幸徳	2018/04/21 18:10	2.30	2.80	3.10	3.40	↓ 1.41	-0.02
大分土木	丹生川	山田橋	大分市 豊	2018/04/21 18:10	1.80	3.10	3.80	4.50	↓ 0.70	-0.01
大分土木	扇山川	扇山橋	大分市 扇山	2018/04/21 18:10	1.10	1.40	1.60	1.70	→ -0.02	0.00
大分土木	大分川	扇橋	由布市 湯船野川	2018/04/21 18:10	0.50	1.50	1.90	2.20	↑ -1.02	0.01
大分土木	七瀬川	→ 扇橋	大分市 野津原	2018/04/21 18:10	1.20	1.80	2.10	2.70	↑ 0.13	0.01
大分土木	扇川	扇川橋	由布市 湯船野川	2018/04/21 18:10	1.50	1.80	2.20	2.70	→ 0.75	0.00
大分土木	扇山川	扇山橋	大分市 幸徳	2018/04/21 18:10	0.30	1.80	2.00	3.40	→ -0.86	0.00
大分土木	扇山川	扇山橋	大分市 幸徳	2018/04/21 18:10	1.60	3.10	3.70	4.20	→ -0.16	0.00
大分土木	志生川	千谷橋	大分市 志生	2018/04/21 18:10	1.00	1.30	1.70	1.80	↑ 0.01	0.01
大分土木	大分川	扇橋	由布市 湯船野川	2018/04/21 18:10	3.70	4.50	5.30	6.10	↓ 1.22	-0.01
大分土木	大分川	大分川平川	由布市 湯船野川	2018/04/21 18:10	1.00	3.30	4.00	4.80	→ 0.47	0.00
大分土木	小瀬川	飯橋	大分市 本並上	2018/04/21 18:10	0.80	2.00	2.70	3.30	↑ 0.04	0.01



(5) 大分市

- ・防災関連マップ (洪水、土砂災害、津波・地震)
<https://www.city.oita.oita.jp/kurashi/anshinanzen/kikikanri/kanrenmap/hazardmap/index.html>

大分市 City of Oita Official Website

防災・緊急情報

12月6日 15時00分 市長からのメッセージ 第659報

12月6日 15時00分 大分市における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

ホーム | **暮らし・手続** | 子育て・教育 | 健康・福祉・医療 | 環境・まちづくり | 文化・スポーツ・観光 | 仕事・産業 | 市政情報

キーワードを入力してください

検索

ホーム > [暮らし・手続](#) > [防災・安全安心](#) > [防災・危機管理](#) > [防災関連マップ](#) > [ハザードマップ\(防災関連マップ\)](#)

ハザードマップ(防災関連マップ)

- [大分市洪水ハザードマップ \(2022年8月10日 登録\)](#)
- [大分市ため池ハザードマップ \(2022年7月11日 登録\)](#)
- [大分市高潮ハザードマップを作成しました Oita City Storm Surge Hazard Map \(2022年7月11日 登録\)](#)
- [土砂災害ハザードマップ \(2022年4月6日 登録\)](#)
- [大分市津波・地震ハザードマップ \(2022年3月31日 登録\)](#)
- [洪水ハザードマップ説明会をご利用ください \(2020年5月14日 登録\)](#)

防災関連マップ

- [ハザードマップ\(防災関連マップ\)](#)
- [局地的豪雨道路冠水予想箇所一覧](#)
- [洪水ハザードマップの情報がおいたマップから閲覧できます](#)

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム（洪水）

水防上重要なダムは、資料2①のとおりである。

ダムの管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河川区間の水門等（洪水）

水防上重要な水門等は、資料2②のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるものとする。

市は、水門等の管理者が作成する操作要領に基づき、分団長等を通じて水門等操作員を所定の施設等へ出勤させるものとする。水門等操作員は、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

配備区分	配備の時期	体制
出 動	1. 水門等操作要領に記載された警戒体制の基準（操作水位）に達したとき 2. 水門等の管理者からの要請があったとき	分団長等は管轄する操作員を所定の施設へ派遣し、外水位及び内水位の計測を開始し、操作要領に基づき水門等の操作を行う
待 機	1. 操作水位以下であるが、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えた状態で上昇のおそれがあるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	分団長等は所定の詰所等に待機し、定期的に操作員を所定の施設へ派遣し、水位の状況を確認させる
解 除	市長又は水門等の管理者が解除の指令をしたとき	

(3) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

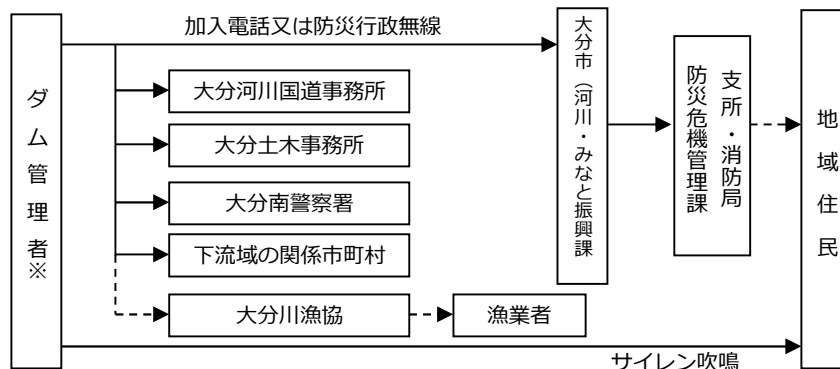
河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡及び伝達系統

(1) 河川区間のダム（洪水）

①ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管土木事務所、下流域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。



(---▶) は必要に応じて

※ななせダムについては、消防局にも連絡・通知が行われる。

※芦川ダムについては、電子メールにより情報提供のみ行われる。

(2) ダム放流の通知

ななせダム

通知 1	洪水警戒体制
通知 3	放流開始

ななせダム操作情報の発表形式（大分河川国道事務所発表文例）

通知 1

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

ななせダム洪水警戒体制の通知

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
大分河川国道事務所ななせダム管理所
発信者：〇〇〇〇

<ダム操作に関する通知>

大分川水系七瀬川ななせダム（大分県大分市）では、〇月〇日〇時〇分に洪水警戒体制に入りました。流入が増加し、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。

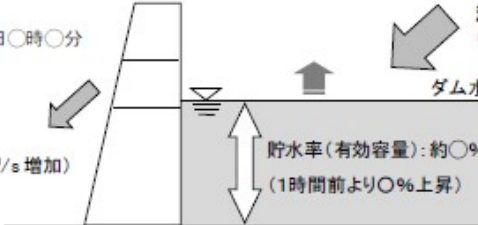
今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。

ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。

洪水警戒体制に入った理由	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 大雨洪水注意報 大雨洪水警報 </div> が発表された。発表時刻：〇月〇日〇時〇分
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 台風 低気圧 前線 融雪 その他（ ） </div> により洪水が予想されるため。

【ダム情報】
現在時刻：〇月〇日〇時〇分

放流量：〇〇m³/s
(1時間前より約〇〇m³/s増加)



流入量：〇〇m³/s
(1時間前より約〇〇m³/s増加)

ダム水位：EL〇〇.〇〇m
(1時間前より約〇〇m上昇)

貯水率(有効容量)：約〇%
(1時間前より〇%上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ インターネット：<http://www.river.go.jp> 携帯サイト：<http://l.river.go.jp>

<受信確認> ななせダム管理所 TEL：097-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：097-〇〇〇-〇〇〇〇

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

通知3

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

ななせダム放流（越流）開始の通知

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
大分河川国道事務所ななせダム管理所
発信者：〇〇〇〇

<ダム操作に関する通知>

大分川水系七瀬川ななせダム（大分県大分市）では、〇月〇日〇時〇分から〇〇m³/sの放流を開始します。

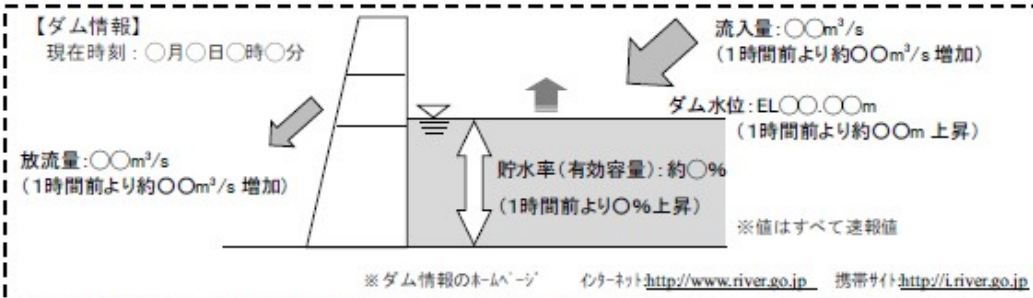
or

大分川水系七瀬川ななせダム（大分県大分市）ダムでは、水位が常用洪水吐数高（EL.〇〇m）を超え、常用洪水吐から越流を開始しダム流量（放流量）が〇〇m³/sに増加する見込みです。

下流河川の水位上昇に注意してください。

越流 (放流) 開始の 目的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位をEL.〇〇〇.〇mに低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	常用洪水吐越流	常用洪水吐数高EL.〇〇〇.〇mを超え、常用洪水吐から越流を開始します。常用洪水吐数高からサーチャージ水位までの空容量を活用し防災操作（洪水調節）を行います。
	その他	()

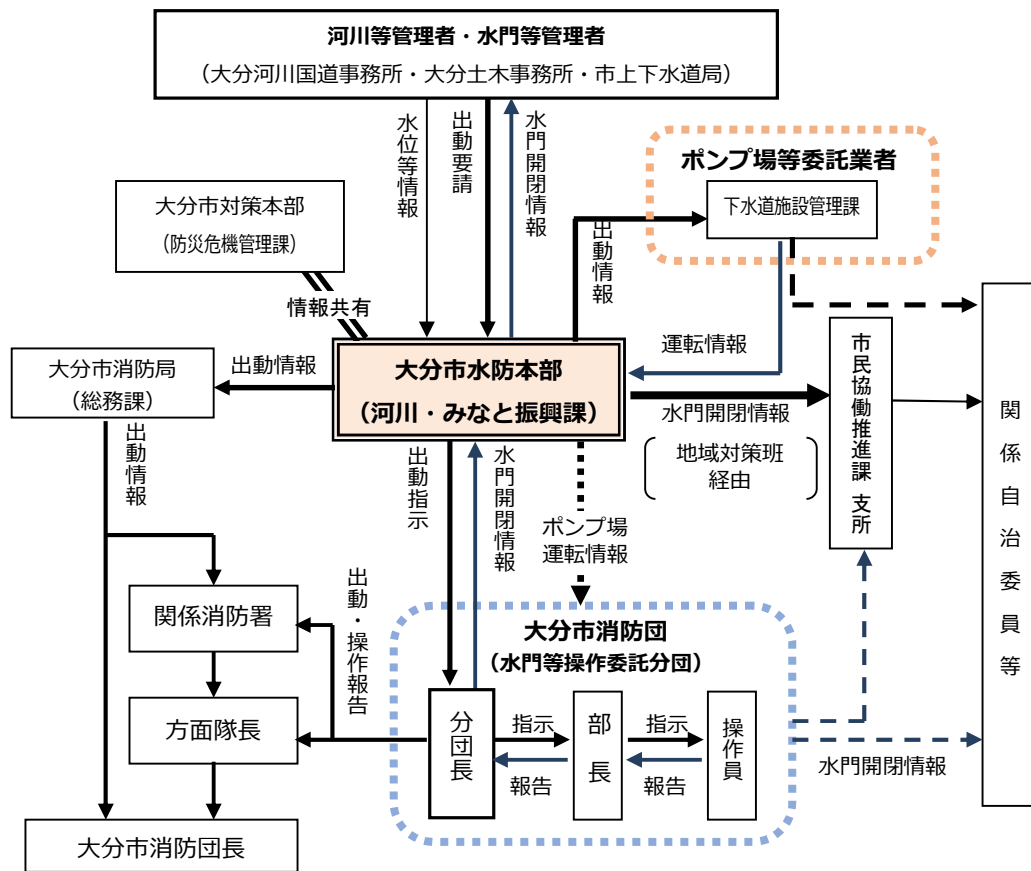
・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。



<受信確認> ななせダム管理所 TEL: 097-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 097-〇〇〇-〇〇〇〇

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

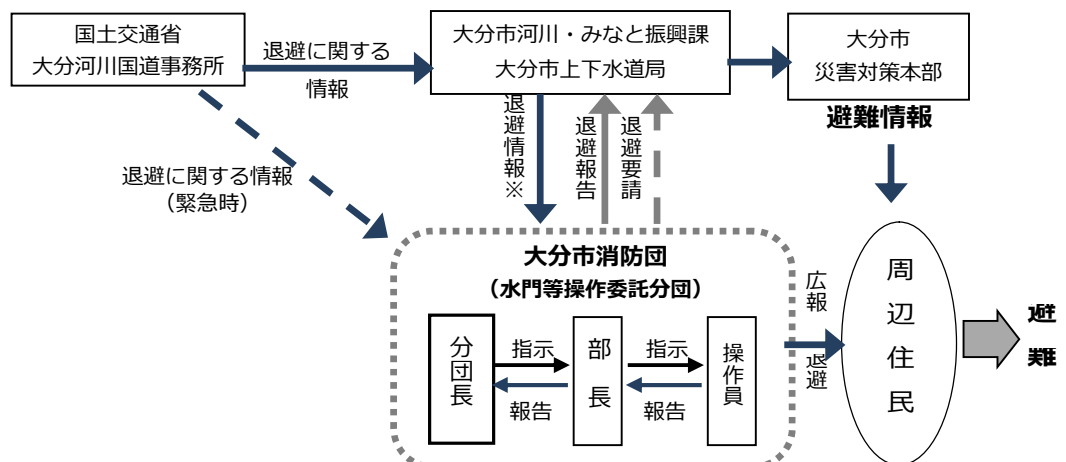
(3) 水門等（洪水）操作の連絡及び伝達系統



(- - ->) は必要に応じて

(4) 氾濫危険水位を上回る洪水時の水門等操作員の退避連絡及び伝達系統

避難に関する情報に基づき、操作員は操作要領に定められた避難水位に達する場合や、身の危険を感じる場合は、速やかに安全な場所へ退避するものとする。

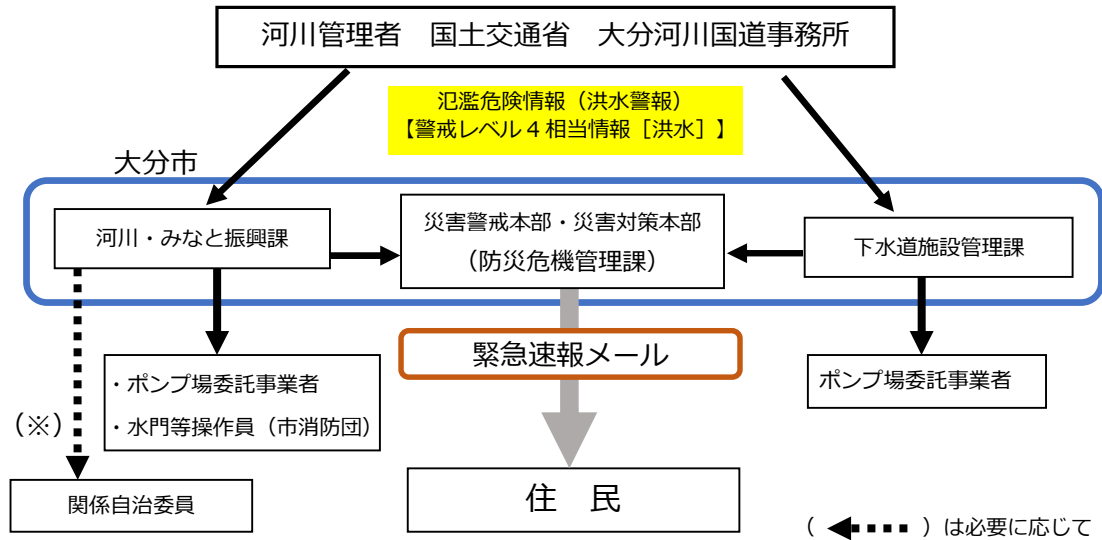


※大分市上下水道局はポンプ場委託業者へ避難情報を伝達する。

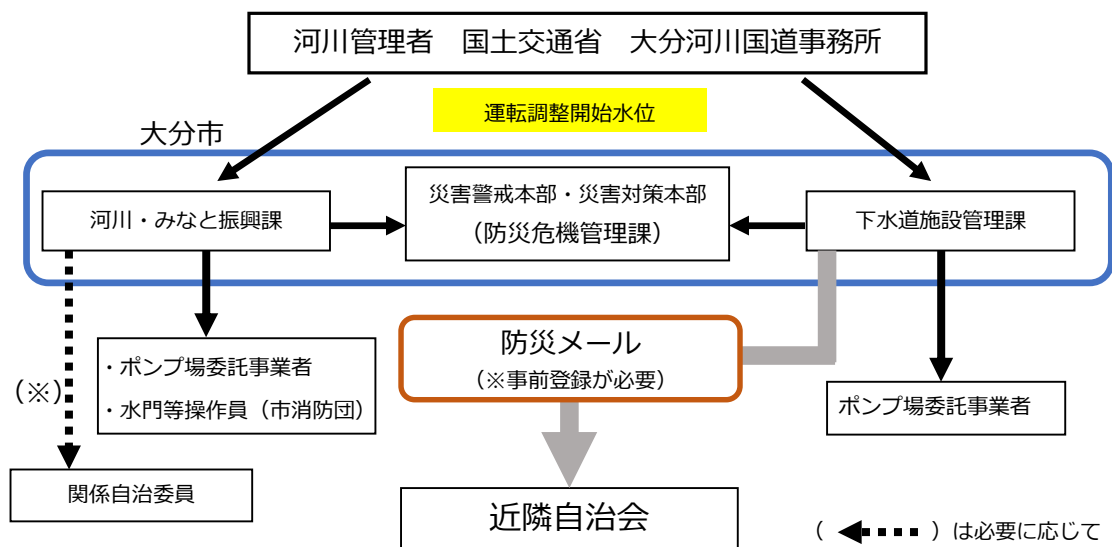
(5) 排水ポンプ場の運転調整に伴う伝達系統

一級河川大分川・大野川に設置された排水ポンプ場の運転調整は、河川の整備水準を上回る洪水が発生したときに、河川の流量負荷を軽減し、越水または破堤などによる甚大な被害発生を回避することを目的に排水ポンプの運転を一時的に停止させる。

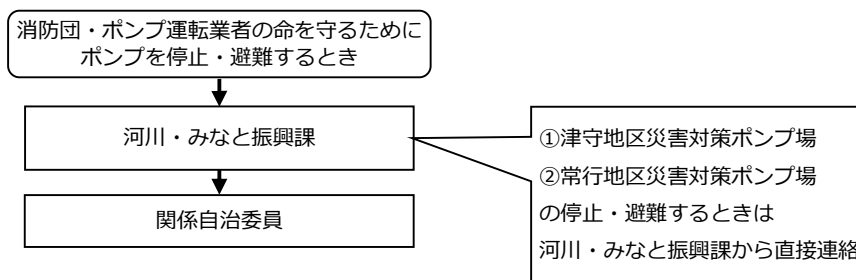
■ 運転調整準備時



■ 運転調整開始時



(※) その他、ポンプ場の停止・避難の情報提供 (関係自治委員へ情報提供)



大分川水系

排水ポンプ場施設名称	排水ポンプ場管理者(担当部局)	排水ポンプ場操作者	排水先河川	最大排水量(m ² /s)	運転調整準備情報	運転調整開始基準観測所及び水位	
						基準地点	量水標水位
尼ヶ瀬排水機場	国土交通省 大分河川国道事務所	大分市	大分川 9k400	11.00	大分川洪水警報 大分川氾濫危険情報 【警戒レベル4相当情報[洪水]】 府内大橋 水位観測所地点	明礮橋 水位観測所	8.050
下田尻排水機場	国土交通省 大分河川国道事務所	大分市	七瀬川 0k455	4.00		府内大橋 水位観測所	7.888
光吉地区災害対策ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	大分川 7k100	1.00			
宮崎排水機場	国土交通省 大分河川国道事務所	大分市	大分川 6k330	4.00			
花園地区災害対策ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	大分川 5k849	2.00			
津守地区災害対策ポンプ場	大分市 (河川・みたと振興課)	大分市	大分川 4k605	1.00			
片島地区災害対策ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	大分川 3k945	2.00		広瀬橋 水位観測所	8.616
元町雨水排水ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	大分川 3k125	19.64			

大野川水系

排水ポンプ場名称	排水ポンプ場管理者(担当部局)	排水ポンプ場操作者	排水先河川	最大排水量(m ³ /s)	運転調整準備情報	運転調整開始基準観測所及び水位	
						基準地点	水位
竹中排水機場	国土交通省 大分河川国道事務所	大分市	大野川 18k430	0.60	大野川洪水警報 大野川氾濫危険情報 【警戒レベル4相当情報[洪水]】 白滝橋 水位観測所地点	白滝橋 水位観測所	10.514
光永排水機場	大分市 (上下水道局)	大分市	判田川 0k650	1.50		鶴崎橋 水位観測所	7.082
関門雨水排水ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	大野川 5k670	7.60			
迫排水機場	国土交通省 大分河川国道事務所	大分市	大野川 3k176	5.00			
北鼻川排水機場	国土交通省 大分河川国道事務所	大分市	乙津川 8k790	14.00	白滝橋 水位観測所地点	高田橋 水位観測所	3.220
鴨園川排水機場	国土交通省 大分河川国道事務所	大分市	乙津川 6k190	4.00			
常行地区災害対策ポンプ場	大分市 (河川・みたと振興課)	大分市	乙津川 6k040	1.00			
森地区災害対策ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	乙津川 5k613	2.00			
堂園雨水排水ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	乙津川 5k126	9.05			
皆春雨水排水ポンプ場	大分市 (上下水道局)	大分市	乙津川 2k501	26.10			

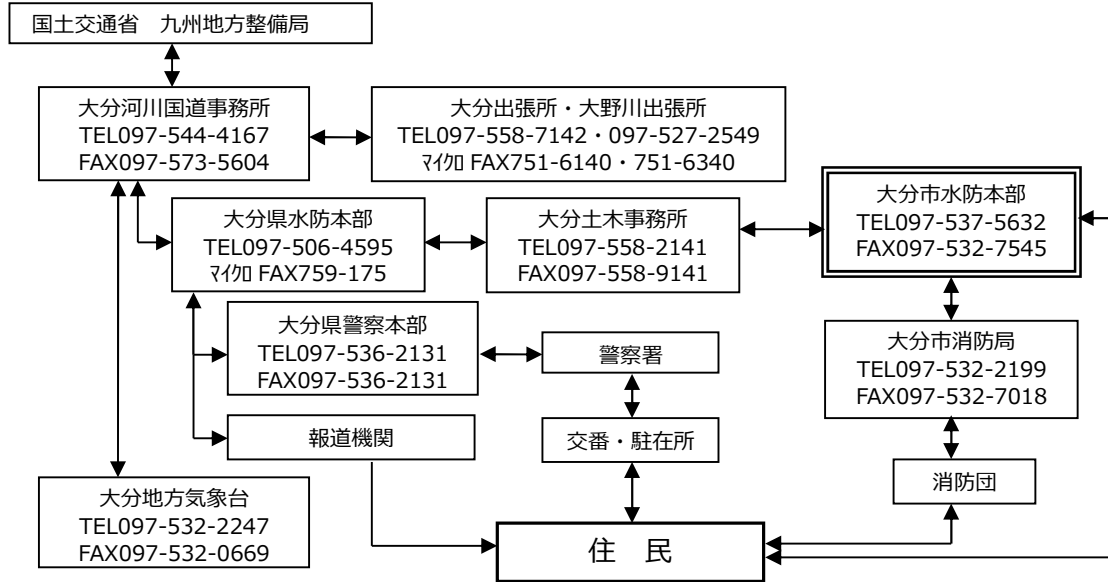
備考)

1. 本要綱の対象施設は、国の排水機場及び河川法第24、26条で許可された雨水排水ポンプ場及び災害対策ポンプ場とする
2. 大分川水系の津留雨水排水ポンプ場及び弁天雨水ポンプ場は高潮区間となるため本要綱の対象外
3. 緊急内水対策車及び工事用ポンプについては別に定める

第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、次のとおりとする。



8.2 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の規制が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者への事前申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのか分かるようにしておく。

8.3 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。〔大分市地域防災計画「風水害対策編」3-1-4「通信計画」〕

- (1) 大分市 IP 無線
- (2) 大分市同報系防災行政無線
- (3) 衛星携帯電話
- (4) 大分市消防救急無線
- (5) 大分県防災行政無線
- (6) 国土交通省無線
- (7) NHK 無線
- (8) OBS 大分放送無線
- (9) TOS テレビ大分無線
- (10) OAB 大分朝日放送無線
- (11) エフエム大分無線

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防施設

大野川の大規模洪水等の緊急時における円滑かつ効果的な水防活動を行うための拠点施設として、大野川高田地区に河川防災ステーションを整備（平成11年6月）した。施設内容及び機能は次のとおりである。

（大野川河川防災ステーション：大分市大字丸亀419番2地先）

種別	面積	備考
防災センター	450 m ²	水防現地対策本部、水防倉庫、消防団待機室
消防団車庫詰所	478 m ²	第2方面隊高田分団第1部（丸亀） 車庫2台、詰所、倉庫、トイレ
排水ポンプ車庫	149 m ²	ポンプ車2台
水防用資材備蓄ヤード	1,750 m ²	水防資材の備蓄（土砂1,300m ³ 、根固ブロック1t級：35個、2t級：642個、3t級：196個）
ヘリポート	900 m ²	水防時等、緊急時使用ヘリポート（輸送用ヘリ1、災害対策用ヘリ1）
作業ヤード	500 m ²	水防用資材の積み込みのための作業スペース
駐車場（保安区域）	5,323 m ²	水防用重機等、消防団員用の駐車スペース
植栽スペース	3,800 m ²	木流し工法用樹木
場内道路	1,850 m ²	移動のためのスペース
全体面積	15,200 m ²	

9.2 水防倉庫及び水防資器材

- ①市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、P49～P52水防資材一覧表とおりである。
- ②水防管理者は、備蓄機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者は、保有する水防資器材の数を毎年3月20日までに県水防支部に報告するものとする。
- ④水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省大分河川国道事務所長又は県土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

9.3 輸送の確保

非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路及び輸送のためのトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

■水防資材一覧表

①消防団関係分（第1次水防資材倉庫）

令和5年12月1日現在

方面隊	分団名	部名	位置	土のう袋 枚	杭 本	スコップ 本	掛矢 本	標識ロープ 巻	防水シート 枚	砂 m3
第1	金池分団	金池部	金池町3丁目	380	15	9	1	1	3	1.5
		浜町部	勢家	50	0	5	1	1	3	0.5
	中島分団	中島部	中島東	50	0	2	0	1	1	0.0
		勢家部	勢家町1丁目	616	8	8	1	1	2	0.0
	大道分団	中央部	田室町	200	0	9	0	0	0	0.0
		西部	三芳	350	20	15	2	2	1	2.0
	南大分分団	羽屋部	羽屋	65	8	9	2	1	3	0.0
	八幡分団	田ノ浦部	神崎	200	0	10	2	1	2	0.0
		中央部	八幡	10	20	10	2	1	3	0.0
		東部	金谷迫	400	0	10	2	1	3	1.0
	滝尾分団	下郡部	下郡	200	10	10	3	1	3	1.0
		片島部	片島	300	0	8	1	1	3	1.0
	東大分分団	牧部	牧1丁目	500	19	10	2	2	5	2.0
	日岡分団	日岡部	日岡2丁目	350	10	6	1	1	1	0.2
桃園分団	山津部	寺崎1丁目	0	0	19	2	2	3	0.0	
第2	鶴崎分団	第3部	鶴崎	500	10	10	1	1	2	0.0
	別保分団	第2部	森町	270	10	10	2	1	1	1.0
	三佐分団	第1部	三佐	300	20	9	2	0	1	0.0
	明治分団	第4部	横尾	100	20	10	1	1	1	0.0
		第5部	岡原	71	0	6	0	0	0	1.0
	高田分団	第2部	常行	300	20	9	6	1	3	2.0
	川添分団	第1部	宮河内	200	0	8	1	1	1	0.0
		第3部	広内	200	0	10	0	1	1	0.0
	松岡分団	第2部	松岡	250	10	9	3	1	0	0.5
第3	戸次分団	第1部	上戸次	33	3	13	2	1	5	0.0
		第5部	下戸次	50	0	13	0	1	5	0.0
	判田分団	第1部	下判田	300	20	10	1	1	3	0.0
		第2・3部	中判田	300	20	10	2	1	3	1.0
	竹中分団	第1部	竹中	400	10	10	1	1	3	0.0
		第3部	端登	200	0	2	0	1	3	0.0
		第4部	河原内	400	18	12	2	1	3	0.0
	吉野分団	第1部	辻	50	20	10	2	1	1	0.0
第4部		奥	200	20	10	2	1	2	0.5	
第4	東植田分団	田尻部	田尻	4000	55	15	5	2	4	0.1
	植田西部分団	富士見が丘部	横瀬	300	20	10	2	1	3	0.0
	植田東部分団	上宗方部	上宗方	200	10	16	0	1	3	0.0
	賀来分団	宮苑部	宮苑	110	0	11	2	4	4	0.0
第5	大在西分団	上志村部	志村1丁目	300	10	10	2	1	3	2.0
	大在東分団	政所部	政所1丁目	100	10	10	1	1	2	2.7
第6	坂ノ市分団	第5部	細	350	0	10	2	1	1	0.0
	小佐井分団	第1部	里	90	10	10	0	0	1	0.0
		第3部	市尾	523	10	18	2	1	2	0.0
	丹生分団	第2部	佐野	200	20	3	1	1	2	0.0
第7	本神崎分団	第1部	馬場	59	0	12	4	3	1	0.0
		第2部	木佐上	225	0	14	5	3	1	0.0
		第3部	本神崎	200	0	16	5	1	3	0.0
	志生木分団	第2部	志生木	450	20	18	5	1	3	0.0
	関上浦分団	第2部	佐賀関	250	20	17	6	1	3	2.0
	関下浦分団	第2部	佐賀関	400	15	16	5	1	2	2.0
一尺屋分団	第5部	一尺屋	200	20	16	5	1	3	2.0	
第8	野津原東部	辻原部	辻原	65	0	12	0	0	0	0.0
	野津原中部	下詰部	下原	100	0	10	1	0	0	0.0
	野津原西部	上石合部	今市	2	0	6	2	0	0	0.0
合計				15,919	531	561	105	57	115	26.0

②消防局関係分（第2次水防資材倉庫）

令和5年12月1日現在

署所名	資材名	土のう袋 枚	鉄杭 本	SPバル 本	スコップ 本	ハンマー 本	掛 本	矢 本	ツルハシ 本	鎌 本	ナタ 本	鋸 本	ロープ		防氷シート 枚	照明器具 個	携帯発電機 台	救命胴衣		救命発射銃		ボート			船外機 機			
													巻	本				エアース 着	エアース 着	ロケット式	アルミボート	FRP	ゴムボート					
中本署		1,750	100	162	88	1	9	2	2	0	7	2	16	2	29	0	0	0	117	1	0	0	1	0	0	2		
中央南大分署		1,900	5	10	16	2	8	1	8	3	3	2	3	2	11	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	
消防東大分出張所		150	30	15	12	1	3	1	7	2	2	5	1	4	4	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	
消防西大分出張所		550	0	15	19	2	2	1	5	4	2	2	1	4	4	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	
署明野出張所		640	0	15	11	2	2	2	2	4	3	2	1	6	6	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	
東本署		1,000	63	77	71	2	12	6	25	10	8	4	4	5	5	0	0	0	82	1	0	0	0	0	0	1	2	
消防佐賀分署		1,300	0	62	6	0	6	1	1	0	0	0	4	9	9	0	1	20	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
消防大出出張所		1,200	5	20	12	2	2	2	10	5	2	2	1	4	4	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0
署坂ノ市出張所		1,350	5	15	10	2	2	2	7	4	2	2	1	8	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0
南松岡出張所		750	5	0	5	1	2	0	4	4	0	0	1	3	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0
南本署		600	80	104	79	4	7	6	34	25	10	13	2	9	9	0	0	0	96	1	0	0	0	0	0	1	3	
消防大南出張所		1,100	0	15	13	1	3	2	5	2	2	2	2	17	17	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	1	0
消防敷戸出張所		1,150	0	15	10	1	2	2	6	2	2	2	2	10	10	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	1	0
署野津原出張所		890	16	0	13	1	3	3	4	4	3	3	1	4	4	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計		14,330	309	525	365	22	63	31	120	75	42	51	123	0	1	424	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	8

③大分市関係分（第3次水防資材倉庫）

令和5年12月1日現在

資材名 水防倉庫名	位置	土のう袋 袋	ブルー シート 枚	杭類 本	ロープ 巻	縄 巻	針金 kg	スコップ 本	掛矢 本	ハンマー 本	ツルハシ 本	クワ・ハシ 本	鎌 本	ノコ 本	斧・ナタ 本	バール 本	ミノ 本	カッター ハンチ 本	照明具 個
本庁	弁天4丁目	11,650	3	789	4	11	120	60	12	9	12	23	101	16	6	4	24	9	4
鶴崎支所	東鶴崎1丁目	1,200	4	57	11	2	12	10	4	3	4	6	5	4	6	4	3	7	3
植田支所	木ノ上	2,800	4	100	11	5	62	40	6	4	5	10	20	6	10	6	3	7	3
東植田	田尻	1,800	4	104	15	2	42	15	5	4	5	7	9	5	8	2	3	7	3
賀来	森の木	2,300	4	98	12	2	42	15	5	4	4	7	5	5	8	4	3	7	3
大南支所	中戸次	1,300	4	90	14	2	12	10	4	4	5	7	10	4	6	4	3	7	3
坂ノ市支所	坂ノ市南3丁目	1,200	4	70	13	2	12	10	4	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3
大在支所	横田1丁目	500	4	70	11	2	12	10	4	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3
佐賀岡支所	佐賀岡	400	4	50	15	2	12	10	3	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3
野津原支所	野津原	600	4	70	14	2	12	10	3	3	3	4	5	4	6	4	3	7	3
大野川防災センター	丸亀	8,000	9	1,567	12	4	110	8	18	22	8	33	79	13	21	14	8	47	12
計		31,750	48	3,065	132	36	448	198	68	62	55	109	249	69	89	54	59	119	43

④国・県関係分

○国土交通省関係分

令和5年12月1日現在

資材名	位置	土のう袋	大型土のう袋	フルシート	カマス	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	ノコ	斧	鎌	一輪車	照明具
水防倉庫名		袋	袋	枚	枚	本	本	本	本	本	本	本	台	個
大分出張所	岩田町1丁目	2,000	0	40	0	25	4	12	0	1	1	8	1	0
大分川防災備蓄	上宗方	0	0	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野川出張所	志村	2,100	283	0	0	31	9	6	6	0	0	5	9	4
大野川防災備蓄	種具	0	1,000	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野川防災ステーション	丸亀	0	0	0	560	139	39	10	0	0	0	0	0	55
計		4,100	1,283	212	560	195	52	28	6	1	1	13	65	4

○大分県関係分

令和5年12月1日現在

資材名	位置	土のう袋	杭	鉄線	ロープ	縄	スコップ	掛矢	ハンマー	クワ	ツルハシ	ノコ	斧	鎌	ペンチ	照明具
水防倉庫名		袋	本	巻	巻	巻	本	本	本	本	本	本	本	本	個	個
大分土木事務所	向原西1丁目	6,900	185	2	0	90	88	2	1	4	22	7	2	40	2	2
計		6,900	185	2	0	90	88	2	1	4	22	7	2	40	2	2

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市の配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集および連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	大分市水防対策準備室係員が対応
第2配備	1 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2 水防対策準備室長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	大分市水防本部の約半数を動員
第3配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理ができたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	大分市水防本部の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

(2) 消防機関の配備体制

① 消防機関の管轄地域等

消防署所の配置及び各消防団の管轄区域については次のとおりである。

消防局（常備）	消防団（非常備）		
	方面隊	分団	所管区域
中央消防署 南大分分署 東大分出張所 西大分出張所 明野出張所	第1方面隊	金池分団	金池校区、長浜校区、荷揚町校区の一部
		中島分団	中島校区、住吉校区、荷揚町校区の一部
		春日分団	春日町校区、荷揚町校区の一部
		大道分団	大道校区、西の台校区、荷揚町校区の一部
		南大分分団	南大分校区、城南校区、豊府校区、荏隈校区
		八幡分団	八幡校区、神崎校区
		滝尾分団	滝尾校区、下郡校区、森岡校区、明野西校区の一部、明野東校区の一部
		東大分分団	東大分校区、津留校区、舞鶴校区、明野北校区の一部、明野西校区の一部
		日岡分団	日岡校区
		桃園分団	桃園校区、明野北校区の一部
東消防署 佐賀関分署 坂ノ市出張所 大在出張所 松岡出張所	第2方面隊	鶴崎分団	鶴崎校区
		別保分団	別保校区
		三佐分団	三佐校区
		明治分団	明治校区、明治北校区、明野東校区の一部、明野西校区の一部、明野北校区の一部
		高田分団	高田校区
		川添分団	川添校区
		松岡分団	松岡校区
		第5方面隊	大在西分団
	大在東分団		大在校区の一部
	第6方面隊	坂ノ市分団	坂ノ市校区
		小佐井分団	小佐井校区
		丹生分団	丹生校区
	第7方面隊	本神崎分団	こうざき校区
志生木分団		大志生木校区	
佐賀関上浦分団		佐賀関校区の一部	
佐賀関下浦分団		佐賀関校区の一部	
		一尺屋分団	佐賀関校区の一部

消防局（常備）	消防団（非常備）		
	方面隊	分団	所管区域
南消防署 大南出張所 敷戸出張所 野津原出張所	第3方面隊	戸次分団	戸次校区、上戸次校区
		判田分団	判田校区
		竹中分団	竹中校区
		吉野分団	吉野校区
	第4方面隊	東植田分団	東植田校区、敷戸校区、鷲野校区、寒田校区、田尻校区
		植田東部分団	植田校区の一部、宗方校区の一部
		植田西部分団	横瀬校区、横瀬西校区、植田校区の一部、宗方校区の一部
		賀来分団	賀来校区
	第8方面隊	野津原東部分団	野津原東部校区
		野津原中部分団	野津原中部校区、野津原西部校区の一部
野津原西部分団		野津原西部校区の一部	

②消防機関の非常配備

消防局長は、水防活動の必要があると認めた場合は、大分市消防機関水防計画に定める水防態勢を発令し、災害発生等の規模に準じた配備を行うものとする。

また、水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、おおむね次のとおりとする。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮の警報が発表された場合	消防警戒連絡室	1号招集 所属職員の必要とする人員数
第2配備	大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪及び高潮の警報が発表された場合で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	消防警戒本部	1～2号招集 所属職員の必要数～概ね半数の人員数
第3配備	大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪及び高潮の警報が発表された場合で相当規模の災害が発生し、総合的な対策を必要とする場合	消防対策本部	2～3号招集 所属職員の半数～全職員

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この時、消防機関が立ち会い又は共同巡視を行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、第3章に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、大分土木事務所長（県水防支部長）及び河川等の管理者に報告し、大分土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制を指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、大分土木事務所長（県水防支部長）及び海岸等の管理者に連絡し、大分土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 海岸又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料3のとおりである。

その際、水防作業の従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、従事者が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.5 避難のための立退き

- ①洪水または高潮等の氾濫により著しく危険な事態が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を県大分土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。
- ④水防関係者が行う避難指示等の発令判断については、「大分市避難情報発令等の判断・伝達マニュアル」を基準とする。

10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.7 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、大分土木事務所長を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者、消防局長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防職員及び団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

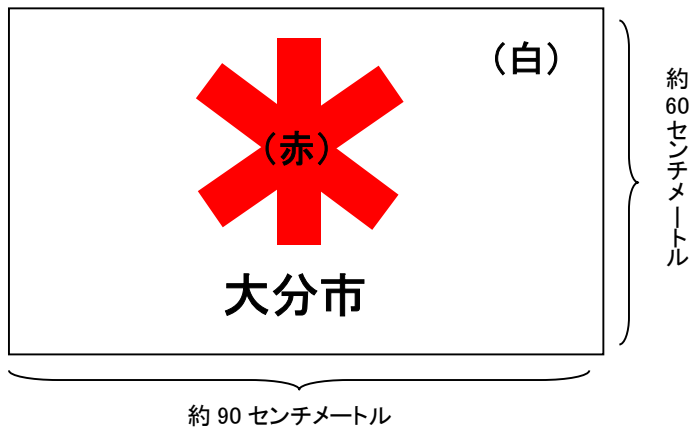
(大分県水防信号規程 第3条)

	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○-
第2信号	○○-○○○○- ○○○○-○○	約 5秒 6秒 5秒 ○- 休止 ○-
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○- 休止 ○- 休止 ○-
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○- 休止 ○-

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

法第18条に規定された水防のために出勤する車両の標識は、次のとおりである。



11.3 身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次の通りとする。

第 号	(表)	(裏)
身分証票	<p>住所 氏名 職名</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>大分市長 氏 名 ㊟</p>	<p>(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p>

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局長及び大分県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

〈河川管理者の協力が必要な事項〉

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 重要水防箇所の水防管理者と消防機関による合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

12.2 市町村間の応援及び相互協定

災害により独自では十分な応急措置が実施できない場合に、市長は、他市町村との災害時相互応援に関する協定に基づき応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のために派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。

12.3 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、市長が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

12.4 国（河川国道事務所、地方気象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省が開催する水防連絡会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省大分河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.5 災害時応援協定等事業所及び団体等との連携

市は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害時応援協定等事業所及び団体等に必要事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

12.6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
身 分 氏 名	
上記のものに大分市における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。 令和 年 月 日	
水防管理者 氏 名	印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書	
第 号	
種 類 員 数 使 用 収 用 処 分	
令和 年 月 日	
水防管理者 氏 名 事務取扱者 氏 名	印
殿	

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の内容を「水防実施記録」に記録し、保管するものとする。

- ①水防を実施した台風又は豪雨名
- ②警戒出動及び解除の日時
- ③水防活動を実施した河川名、海岸名及びその箇所
- ④水防活動を実施した消防団員等の出動人員
- ⑤水防作業の概況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑬水防功労者等及びその功績
- ⑭今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ⑮その他必要な事項

14.2 水防活動の報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を「水防実施状況報告書」（第1号様式）により、遅滞なく大分土木事務所長（県水防支部長）に報告するとともに、河川管理者にも報告するものとする。

報告を受けた支部長は、県水防本部長に報告するとともに水防記録を作成し、保管しなければならない。

(水防実施状況報告書：第1号様式)

第1号様式

水防実施状況報告書 管理団体で水防管理所
毎に作成するもの

(作成責任者)

印

管理団体名	指定非指定の別													
水防実施時の台風又は豪雨名				報告年月日				令和 年 月 日						
水防実施箇所											所 要 額	人件費	手 当	
												その他		
計														
日 時	自 至 月 日 時 時										物 件 費	資材費		
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		計		器具費					
	人		人		人		人		燃料費					
作業の概況及び工法	工法 々所 m											雑 費		
												計		
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	合 計						
効 果	m	ha	ha	戸	m	m	人	使 用 資 材			吠・俵・麻袋			
被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人	苴						
								丸 太						
他の団体よりの応援の状況、居住者出動状況警察の援助状況										立ち退きの状況及びそれを指示した理由・水防功労者の氏名・年齢・所属その他功績概要、堤防その他の施設等の以上の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所及び損傷状況				
現 場 指 導 官公吏氏名										水防活動に関する自己批判				

水防実施記録

No.

水防を実施した台風名又は豪雨名							
警戒出動	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時	分	発令		
解除命令	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時	分	発令		
水防活動を実施した河川名、海岸名及びその箇所							
大分地区							
鶴崎地区							
植田地区							
大南地区							
坂ノ市地区							
大在地区							
佐賀関地区							
野津原地区							
出動人員	消防団員	居住者			合計		
	人	人	人	人	人		
水防作業 の概況	工法				概況		
	箇所						
	延長						
堤防、その他の施設の異常の有無 及びこれに対する処置とその効果							
使用資材の内訳	土のう袋		枚	所 要 経 費	人件費	手 当	円
	杭		本		物件費等	その他	円
	ロープ・縄		m			計	円
	針金		kg	資材費	円		
	ブルーシート		枚	器材費	円		
				燃料費	円		
				その他	円		
				計	円		
				合 計	円		
他団体からの 応援状況							
居住者出勤 の状況							
警察関係の 援助の状況							
立退きの状況 及び指示理由							
水防功労者等 及びその功績							
今後の水防について考慮を要する点及びその他水防管理団体の所見							
記録者職氏名印	Ⓜ						

第15章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。市民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し、水害の発生に備えるものとする。

(水防訓練の内容)

実施責任者	訓練の内容
大分市・消防関係機関	<ul style="list-style-type: none">・ 気象情報、河川水位情報の収集・伝達経路の確認・ 被害情報、水防本部及び水防関係機関の水防活動状況の入手経路の確認・ 浸水実績等を考慮したパトロール区域の確認・ 要配慮者利用施設等に対する水位情報、避難情報等の伝達経路の確認・ 水防工法の実施方法の確認・ その他
市民・各施設管理者、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の水害の危険性を再確認（低地・くぼ地、地下駐車場等）・ 大分市、水防関係機関及び各施設管理者から発表される水害情報、避難情報等の入手方法の確認・検討・ 避難場所の位置及び避難経路の確認・ 家族等の安否確認の方法について・ その他

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水・内水・高潮対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本市に係る想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

【国土交通省管理河川】

河川名	公表年月日	河川管理者
大分川	平成 28 年 5 月 30 日	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所
七瀬川		
賀来川		
大野川	平成 29 年 3 月 29 日	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所
乙津川		
判田川		
立小野川		

【大分県管理河川】

河川名	公表年月日	河川管理者
住吉川	平成 31 年 4 月 19 日	大分県
祓川		
尼ヶ瀬川		
七瀬川		
米良川		
原川		
今堤川		
北鼻川		
戸次古川		
河原内川		
大野川		
丹生川		
尾田川		
屋山川		
小猫川		
志生木川		

16.1.2 内水浸水想定区域の指定

県または市町村は、水位周知下水道について、氾濫した場合に浸水が予想される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村の長に通知するものとする。

16.1.3 高潮浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が予想される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図は次のとおりである。

海岸名	公表年月日	区域
豊前豊後沿岸	令和3年6月22日	大分市北西側全域の海岸
豊後水道西沿岸	令和3年6月22日	大分市南西側全域の海岸

※豊前豊後沿岸：大分県中津市宇小祝から大分県大分市大字佐賀関まで

※豊後水道西沿岸：大分県大分市大字佐賀関から大分県佐伯市蒲江大字波当津浦まで

16.1.4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水、内水又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。

- ①洪水予報等の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これら施設の名称及び所在地※
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）
- ④その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

※浸水想定区域内の該当する要配慮者利用施設は、大分市地域防災計画 資料編「13（3）⑦ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ア～オ」「13（3）⑨ 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ア～オ」参照

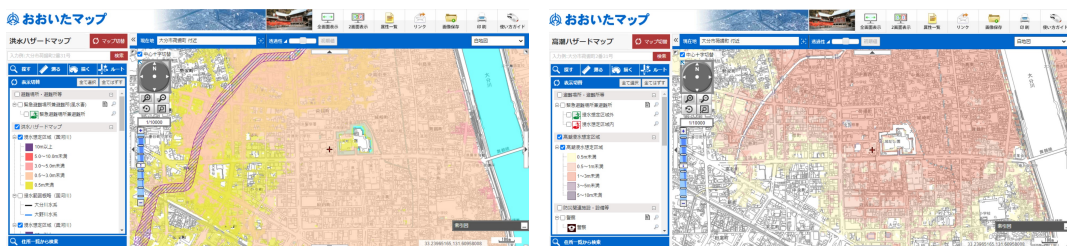
16.1.5 洪水ハザードマップ・ハザードアプリ、高潮ハザードマップ

市は、洪水・高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・高潮ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。また、洪水・高潮ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水・高潮ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

ハザードアプリは、スマートフォンで洪水ハザードマップや指定緊急避難場所等の防災情報を、AR(拡張現実)を用いて視覚的に認識でき、災害発生時の避難の判断材料として利用するとともに、平時においても浸水情報や避難経路の確認や防災学習の教材として利用できる。

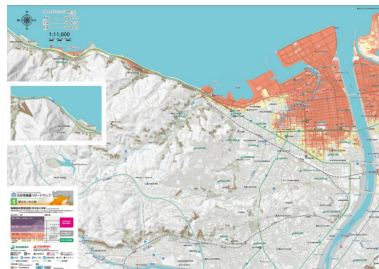
大分市 HP おおいたマップ <https://www2.wagmap.jp/oitacity/Portal>



大分市 HP ハザードマップ

【洪水】 <https://www.city.oita.oita.jp/o165/kurashi/anshinanzen/1214958872500.html>

【高潮】 <https://www.city.oita.oita.jp/o165/kurashi/anshinanzen/takashiomap.html>



おおいた洪水ハザードアプリ

【QRコード】



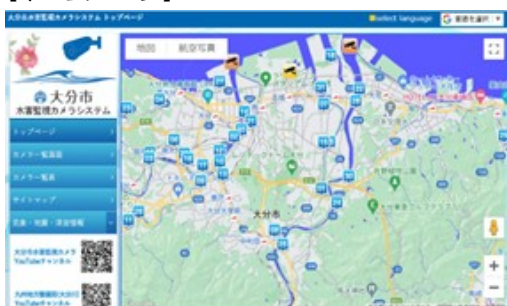
16.1.6 大分市水害監視カメラシステム（令和3年7月運用開始）

市民の安全・安心を確保し、事前防災を進めるため、特に浸水被害が発生する32箇所(R5年12月1日現在)に水害監視カメラの設置を行い、状況を適宜把握しながら防災対応を行うとともに、リアルタイムな映像を市民に配することで、自主避難の判断等、的確な避難行動に結びつける。

水害監視カメラシステム

- ・ホームページ <https://bousai-oitacity.jp>（携帯端末と共通）
- ・YouTube <https://www.youtube.com/channel/UCn99YdjhClqrN6yAHbIQKbw>
- ・ケーブルテレビ J:COM ホルトチャンネル（※災害発生のおそれがある場合のみ放送）

【ホームページ】



【YouTube】



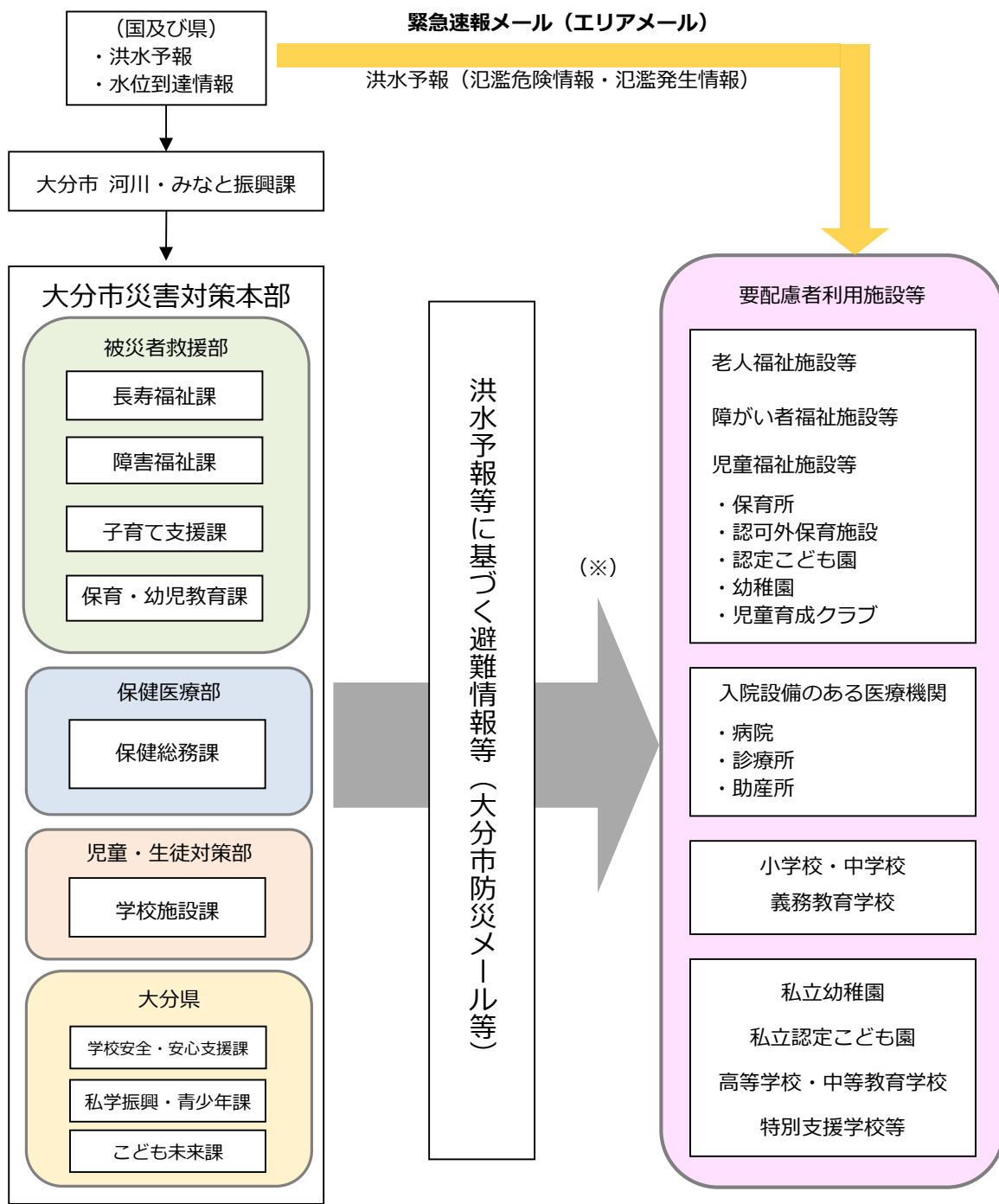
【J:COM ホルトチャンネル 121ch（地上デジタル 12ch）】



16.1.7 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



※必要に応じて、個別へ連絡あり

16.2 津波対応

16.2.1 津波災害警戒区域の指定

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）に則り、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

16.2.2 津波避難に関する計画

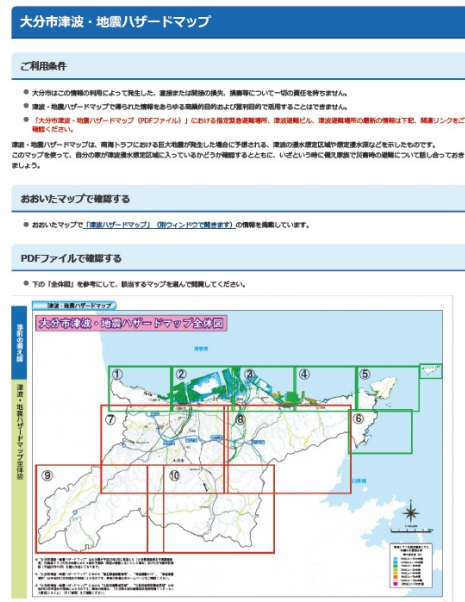
市は、津波発生時に市民が迅速に避難するため、地震・津波に対する避難場所の指定や避難通路の選定等の対策について定めるものとする。〔大分市地域防災計画「震災対策編」3-4-2「地震・津波からの避難に関する事前措置計画」〕

16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、津波災害警戒区域の指定に関わらず、県の津波による浸水予測に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(保存版 わが家の防災マニュアル)
令和 5 年 1 月発行

(大分市 地震・津波ハザードマップ)
<https://www.city.oita.oita.jp/o009/kurashi/anshinzen/1367470455977.html>



資料編

- 資料 1 「災害危険予想地域」・・・・・・・・・・ P69
- 資料 2 「ダム・水門等一覧」・・・・・・・・・・ P74
- 資料 3 「水防工法一覧」・・・・・・・・・・ P80

資料1 災害危険予想地域

危険度区分

区分	内 容
A	過去数回にわたって被害が発生し、又は現に被害が発生しつつあるか、若しくは近い将来被害の発生するおそれがあるなど、極めて危険度が高く、しかも、おおむね住家 10 棟以上、又は公共建物（学校、病院、福祉施設等。以下同じ。）に被害（床下浸水を除く。）を及ぼす地域。
B	〔A〕ほどではないが比較的被害の発生する危険度が大きく、しかも、おおむね住家 5 棟以上、又は公共建物に被害（床下浸水を除く。）を及ぼす地域。
C	被害の発生する危険はあるが、住家又は公共建物に係る被害は比較的少ないか、若しくは道路等に著しい被害が生じるおそれのある地域。

大分地区

台帳番号	新規継続	位 置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄分団	所轄水防倉庫	最寄りの避難所
46	継続	元町・広瀬橋下流左岸（大分川）	水害	大分川溢水による住宅等浸水	C	金池	金池部	上野丘高校
260	〃	豊饒・田中	水害	雨水による住家等浸水	A	南大分	羽屋部	南大分小学校
261	〃	古国府	水害	雨水による住家等浸水	A	南大分	羽屋部	豊府小学校
263	〃	錦町 3 丁目	水害	雨水による住家等浸水	C	金池	金池部	長浜小学校
264	〃	中島西 2・3 丁目、碩田町 1・2 丁目、泉町	水害	雨水による住家等浸水	A	中島	中央消防署	碩田学園
265	〃	新川町 1 丁目	水害	雨水による住家等浸水	A	中島	中央消防署	浜町保育所
268	〃	萩原 1・2 丁目	水害	雨水による住家等浸水	A	東大分	牧部	東大分小学校
269	〃	片島（羽田都市下水路）	水害	雨水による住家等浸水	B	滝尾	片島部	滝尾小学校
339	〃	牧上町（牧上川）	水害	雨水による住家等浸水	C	東大分	牧部	城東中学校
434	〃	大字神崎 高崎山	水害	水路からの溢水による国道 10 号の冠水	B	八幡	田ノ浦部	神崎小学校
444	〃	大字津守（津守都市下水路）	水害	雨水による住家等浸水	A	滝尾	片島部	森岡校区公民館
456	〃	生石（金谷川）	水害	越水による住家等浸水	A	春日	中央消防署西大分出張所	生石保育所
461	新規	片島（国道 10 号大分南バイパス）	水害	雨水による住家等浸水	B	滝尾	片島部	滝尾小学校

鶴崎地区

台帳 番号	新規 継続	位 置	災害 分類	予想される危険事態	危険 度	管轄 分団	所轄 水防倉庫	最寄りの 避難所
27	継続	宮河内・金谷・新田（大谷川）	水害	大谷川溢水による住家等浸水	B	川添	第1部	川添 小学校
41	〃	杵河内（大谷川）	水害	大谷川溢水による住家等浸水	B	川添	第1部	川添 小学校
84	〃	毛井（清水川）	水害	清水川溢水による住家等浸水	C	松岡	第2部	松岡 小学校
280	〃	森町	水害	雨水による住家等浸水	A	別保	第2部	別保 小学校
281	〃	森（若宮団地）	水害	雨水による住家等浸水	A	別保	第2部	別保 小学校
282	〃	常行・関門・堂園・国宗	水害	雨水による住家等浸水	A	高田	第2部	高田 小学校
286	〃	宮河内・迫阿蘇入	水害	雨水による住家等浸水	A	川添	第1部	川添 小学校
290	〃	宮河内・宮谷	水害	雨水による住家等浸水	A	川添	第1部	川添 小学校
333	〃	毛井・馬渡樋管付近一帯	水害	排水路の溢水による住宅等浸水	B	松岡	第2部	松岡 小学校
340	〃	猪野西原	水害	水路の溢水による住宅等浸水	C	明治	第4部	明治北 小学校
435	〃	常行・南・鶴瀬	水害	水路の溢水による住宅等浸水	A	高田	第2部	高田 小学校
460	〃	横尾（中尾川支川）	水害	雨水による道路冠水	C	明治	第5部	大東 中学校

大南地区

台帳 番号	新規 継続	位 置	災害 分類	予想される危険事態	危険 度	管轄 分団	所轄 水防倉庫	最寄りの 避難所
35	継続	下戸次（大内川）	水害	大内川溢水による住宅等浸水	A	戸次	第5部	大南 公民館
62	〃	月形・志津留（吉野川）	水害	吉野川溢水による住宅等浸水	C	吉野	第4部	吉野 中学校
69	〃	端登・伊与床（稲積川）	水害	稲積川溢水による住宅等浸水	C	竹中	第3部	竹中 中学校
239	〃	上戸次・大塔（大野川）	水害	大野川溢水による住宅等浸水	A	戸次	第1部	大塔 公民館
240	〃	端登花香・上戸次筒井（大野川）	水害	大野川溢水による住宅等浸水	A	竹中 戸次	第3部 第1部	竹中中学校 大塔公民館
292	〃	備後・楠木生・尾津留・大内	水害	雨水による住宅等浸水	A	戸次	第5部	大南 公民館
293	〃	中戸次・門前・佐柳	水害	雨水による住宅等浸水	A	戸次	大南支所	大南 公民館

335	〃	竹中小屋（大野川）	水害	大野川溢水による住宅等浸水	C	竹中	第1部	竹中 中学校
458	〃	宮尾（宮尾川）	水害	宮尾川溢水による住宅棟浸水	C	吉野	第1部	吉野 小学校

植田地区

台帳 番号	新規 継続	位 置	災害 分類	予想される危険事態	危険 度	管轄 分団	所轄 水防倉庫	最寄りの 避難所
19	継続	玉沢・粟野・桑本	水害	雨水による住宅等浸水	C	植田東部	植田支所	植田 公民館
21	〃	上宗方 大坪団地	水害	雨水による住宅等浸水	C	植田東部	上宗方部	上宗方 公民館
74	〃	宮苑（賀来川）	水害	賀来川溢水による住宅等浸水	C	賀来	宮苑部	賀来 中学校
94	〃	横瀬富士見CC入り口付 近一帯	水害	享保井路の溢水による住宅 等浸水	C	植田西部	富士見が丘部	横瀬 小学校
238	〃	横瀬（横瀬川）（下横瀬川）	水害	横瀬川溢水による住宅等浸水	C	植田西部	富士見が丘部	横瀬 小学校
302	〃	市・田島・口戸	水害	雨水による住宅等浸水	C	植田東部	植田支所	植田 小学校
303	〃	光吉 光吉浄水場付近一 帯	水害	雨水による住宅等浸水	A	東植田	田尻部	東植田 小学校
304	〃	宮崎 宮崎処理場付近一 帯	水害	雨水による住宅等浸水	C	東植田	田尻部	東植田 小学校
362	〃	小野鶴新町寿団地	水害	大分川溢水による住宅等浸水	C	植田西部	富士見が丘部	植田西 中学校
370	〃	賀来 中島	水害	雨水による住宅等浸水	C	賀来	宮苑部	賀来 中学校
371	〃	国分 下河原	水害	馬入川溢水による住宅等へ の浸水	B	賀来	宮苑部	賀来 中学校
415	〃	田尻 下田尻	水害	雨水による住宅等浸水	C	東植田	田尻部	東植田 小学校
420	〃	廻栖野（胡麻鶴橋下流）	水害	七瀬川溢水による住宅等浸水	C	植田東部	植田支所	胡麻鶴 公民館

大在地区

台帳 番号	新規 継続	位 置	災害 分類	予想される危険事態	危険 度	管轄 分団	所轄 水防倉庫	最寄りの 避難所
242	継続	上志村（谷ヶ迫1号）	水害 （ため池）	堤防崩壊による住家への 被害	A	大在西	上志村部	大在西 小学校
449	〃	城原（泉水）	水害	ため池周辺の住宅等浸水	C	大在东	大在支所	大在 中学校

坂ノ市地区

台帳 番号	新規 継続	位 置	災害 分類	予想される危険事態	危険 度	管轄 分団	所轄 水防倉庫	最寄りの 避難所
54	継続	屋山（屋山川）	水害	屋山川溢水による住家等浸水	C	小佐井	第3部	小佐井 小学校
55	"	久土（久土川）	水害	久土川溢水による住家等浸水	C	丹生	第2部	久土 公民館
81	"	東上野（本田川）	水害	本田川溢水による住家等浸水	C	坂ノ市	坂ノ市 支所	細 公民館
347	"	王ノ瀬2丁目	水害	雨水による住家等浸水	C	小佐井	第3部	和光 こども園
373	"	屋山・鋤崎	水害	雨水による住家等浸水	C	小佐井	第3部	小佐井 小学校
374	"	市尾	水害	雨水による住家等浸水	C	小佐井	第3部	小佐井 小学校
375	"	木田・尾田	水害	雨水による住家等浸水	C	坂ノ市	坂ノ市 支所	坂ノ市 中学校
452	"	細・越ノ田（猿喰川）	水害	雨水による住家等浸水	B	坂ノ市	坂ノ市 支所	細 公民館

佐賀関地区

台帳 番号	新規 継続	位 置	災害 分類	予想される危険事態	危険 度	管轄 分団	所轄 水防倉庫	最寄りの 避難所
376	継続	本神崎（湊川上流）（河内区の一部）	水害	湊川溢水による住家等浸水	A	本神崎	第3部	こうざき 小学校
378	"	関 古宮	水害	古宮川溢水による住家等浸水	C	関上浦	第2部	佐賀関 中学校
379	"	関 小黒（大黒海岸）	高潮 津波	高波や土砂災害による県道への被害	A	関下浦	第2部	JX 金属関崎 みらい海星館
380	"	白木（白木浜）	水害	溢水による住家等浸水	B	一尺屋	第5部	白木 体育館
383	"	一尺屋・江川（笠方・下河原・中江川）	水害	江川溢水による住家等浸水	C	一尺屋	第5部	(旧)一尺屋 小学校
384	"	一尺屋・下浦（埋立地～農協選果場南）	水害	雨水による住家等浸水	C	一尺屋	第5部	(旧)一尺屋 小学校
386	"	一尺屋・田ノ浦（西山氏宅～770番地の3下）	水害	雨水による住家等浸水	C	一尺屋	第5部	田ノ浦生活 改善センター
388	"	一尺屋 田ノ浦（田ノ浦バス停）	高潮 津波	高波・津波による国道や住家の浸水	A	一尺屋	第5部	田ノ浦生活 改善センター
401	"	佐賀関 小黒（佐賀関循環線）	高潮 津波	高波・津波による道路の交通障害	A	関下浦	第2部	JX 金属関崎 みらい海星館
421	"	佐賀関 田中（田中体育館下）	水害	雨水による住家等浸水	A	関下浦	第2部	佐賀関 公民館
422	"	木佐上（赤井川）	水害	赤井川溢水による住家等浸水	A	本神崎	第2部	(旧)木佐上 小学校
445	"	馬場（馬場中川）	水害	雨水による住家等浸水	B	本神崎	第1部	こうざき 小学校
454	"	志生木（志生木漁港海岸）	高潮 津波	高波・津波による道路や住家の浸水	B	志生木	第2部	(旧)大志生木 小学校
455	"	一尺屋 上浦（上浦漁港海岸）	高潮 津波	高波・津波による道路や住家の浸水	B	一尺屋	第5部	(旧)一尺屋 小学校

459	〃	志生木（大志生木5（大谷川））	水害	雨水による住宅への浸水	C	志生木	第2部	(旧)大志生木小学校
464	新規	白木	水害	雨水による住宅への浸水	B	一尺屋	第5部	(旧)一尺屋小学校

野津原地区

台帳番号	新規継続	位置	災害分類	予想される危険事態	危険度	管轄分団	所轄水防倉庫	最寄りの避難所
402	継 続	野津原 界米 (広瀬橋上下流)	(水防区域) 水害	七瀬川溢水による住家等への被害	C	野津原東部 (恵良)	野津原支所	野津原小学校
403	〃	野津原 一ノ瀬河原(一ノ瀬橋上下流域)	(水防区域) 水害	七瀬川溢水による住家等への被害	C	野津原東部 (新町)	野津原支所	野津原公民館
426	〃	野津原 (本町・新町)	水害	雨水による住家等浸水	B	野津原東部 (本町)	野津原支所	野津原小学校
429	〃	下原 (矢ノ原)	水害	朝海川の氾濫による溢水・土砂流被害	B	野津原中部 (矢ノ原)	野津原支所	(旧)野津原中部小学校
437	〃	廻栖野	水害	七瀬川溢水による住家等への被害	C	野津原東部 (廻栖)	野津原支所	植田小学校
438	〃	野津原 廻栖野	水害	七瀬川溢水による住家等への被害	C	野津原東部 (恵良)	野津原支所	野津原小学校

資料2 ダム・水門等一覧

①ダム

管理機関名	水系	河川名	名称	所在地	通信方法
九州電力大分支社	大分川	大分川	篠原ダム	由布市挾間町	NTT（ファックス）
国土交通省大分川ダム管理事務所	大分川	七瀬川	ななせダム	大分市大字下原	NTT（ファックス）
大分県企業局総合管理センター	大分川	芹川	芹川ダム	竹田市直入町下田北	電子メール ※情報提供のみ

②水門等

（消防団委託分）

分団名	台帳番号	河川名	水門等の名称	施設区分	形式	所管
金池	1	大分川	長浜樋管	C	動力	市下水
	2	大分川	坊ヶ小路樋管	D	フラップゲート等	国大分
	4	大分川	元町排水樋管	C	電動	市下水
	5	上野雨水幹線	上野都市下水路元町分水門	C	手動	市下水
	5-1	大分川	古国府第2樋管	C	電動	国大分
中島	7	住吉川	中島第1水門	C	電動	市下水
	7-1	住吉川	中島第2水門	C	電動	市下水
	7-2	住吉川	新川樋管	C	手動	市下水
	7-3	住吉川	碩田町排水樋管	C	電動	市下水
	8-1	住吉川	住吉川第1樋管	C	手動	県土木
	8-2	住吉川	住吉川第2樋管	C	手動	県土木
	8-3	住吉川	住吉川第4樋管	C	手動	県土木
	8-4	住吉川	住吉川第5樋管	C	手動	県土木
春日	8-5	住吉川	住吉川第6樋管	C	手動	県土木
	8-6	住吉川	住吉川第7樋管	C	手動	県土木
	10	住吉川	住吉川第8樋管	C	手動	県土木
大道	10-1	住吉川	住吉川第9樋管	C	手動	県土木
	10-2	住吉川	住吉川第10樋管	C	手動	県土木
南大分	11	住吉川	住吉川第11樋管	C	手動	県土木
	11-1	住吉川	住吉川第12樋管	C	手動	県土木
	12	大分川	古国府第3樋管	C	電動	市下水
	14	大分川	古国府樋管	D	フラップゲート等	国大分
	15	大分川	奥田第1樋管(新)	C	電動	国大分
	15-1	大分川	奥田第1樋管(旧)	D	フラップゲート等	国大分
	16	大分川	明礪樋管	C	動力	市下水
	17	大分川	広瀬樋門	B	電動	国大分
	18	大分川	花園樋管	B	電動	国大分
	19	大分川	畑中排水樋管	C	手動	市下水
	19-1	尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬川第1陸閘	D	陸閘	県土木
	19-2	尼ヶ瀬川	荏隈小学校排水樋管	D	手動	市河川
滝尾	24-1	羽屋都市下水路	羽屋都市下水路掛樋	C	手動	市河川
	24-2	大分川	畑中南樋管	C	電動	市下水
	25	大分川	羽田樋管	B	電動	国大分
	26	大分川	下郡樋管	D	フラップゲート等	国大分
	26-1	大分川	下郡第2樋管	C	電動	市下水
	27	大分川	富岡排水樋管	D	フラップゲート等	国大分
	28	大分川	津守樋管	B	電動	国大分
	29	米良川	羽田(片島地区)樋管	C	手動	県土木
	30	大分川	曲樋管	C	電動	市河川
	30-1	米良川	津守排水樋管	C	手動	県土木

分団名	台帳番号	河川名	水門等の名称	施設区分	形式	所管
東大分	31	大分川	裏川樋門	B	電動	国大分
	32	大分川	今津留樋管	D	フラップゲート等	国大分
	33	大分川	津留樋管	B	電動	国大分
	34	萩原都市下水路	萩原第3樋門	A2	手動	市下水
	35	裏川	津留排水樋管	D	フラップゲート等	県土木
	40	裏川	津留第3樋門	D	フラップゲート等	県土木
	41	裏川	津留第4樋門	C	手動	県土木
	42	裏川	岩田第2樋門	C	手動	県土木
	43	裏川	今津留西新地樋門	C	手動	県土木
日岡	44	原川	原川左岸第1樋管	D	フラップゲート等	県土木
	45	原川	原川左岸第3樋管	D	フラップゲート等	県土木
	46	原川	原川左岸第4樋管	C	手動	市下水
	47	原川	原川左岸第5樋管	D	フラップゲート等	県土木
	48	萩原都市下水路	原川2号水路分水門	C	手動	市下水
	49	萩原都市下水路	原川3号水路分水門	C	手動	市下水
	50	萩原都市下水路	原川6号水路第2分水門	C	手動	市下水
	51	萩原都市下水路	原川6号水路第3分水門	C	手動	市下水
	52	萩原都市下水路	原川13号水路樋管	C	手動	市下水
	53	萩原都市下水路	萩原第1樋門	B	手動	市下水
	54	萩原都市下水路	萩原第2樋門	A2	手動	市下水
	55	萩原都市下水路	原川1号水路第1樋門	B	手動	市下水
桃園	56	乙津川	三ツ川第1樋管	D	フラップゲート等	国大野
	57	乙津川	三ツ川第2樋管	C	電動	国大野
	58	乙津川	三ツ川第3樋管	C	手動	国大野
	59	乙津川	原樋管	C	電動	国大野
	60	原川	原川右岸第1樋管	D	フラップゲート等	県土木
	61	原川	原川右岸第2樋管	D	フラップゲート等	県土木
	62	原川	原川右岸第3樋管	D	フラップゲート等	県土木
	63	原川	原川右岸第4樋管	D	フラップゲート等	県土木
	64	今堤川	原川三ツ川第1樋管	C	手動	市下水
	65	今堤川	原川三ツ川第2樋管	C	手動	市下水
	66	今堤川	原川三ツ川第3樋管	D	フラップゲート等	県土木
	66-1	今堤川	原川三ツ川第4樋管	C	手動	県土木
	67	今堤川	原川支線寺崎第1樋管	D	フラップゲート等	県土木
	68	今堤川	原川支線寺崎第2樋管	C	手動	市下水
	69	原川	原川本線寺崎第1樋管	C	手動	市河川
	69-1	今堤川	原川本線寺崎第3樋管	C	手動	県土木
	70	原川	原川本線寺崎橋樋管	C	手動	市下水
	71	原川水路	原川5・6号水路分水門	B	手動	市下水
	鶴崎	72	乙津川	鶴崎第1樋管	C	動力
73		乙津川	鶴崎第2樋管	C	動力	市下水
74		乙津川	鶴崎第3樋管	C	動力	市下水
75		乙津川	乙津第1樋管 (点検のみ)	B	電動	国大野
76		乙津川	乙津第3樋管	D	フラップゲート等	国大野
77		乙津川	堂園第2樋管	C	電動	国大野
78		乙津川	国宗樋管	D	フラップゲート等	国大野
79		大野川	小中島樋管	C	電動	国大野

分団名	台帳 番号	河川名	水門等の名称	施設 区分	形式	所管
三佐	80	乙津川	海原第1樋管	D	フラップゲート等	国大野
	81	乙津川	海原第2樋管	C	電動	国大野
	82	小中島川	家島排水樋管	C	動力	市下水
	82-1	小中島川	三佐都市下水路樋管	C	電動	市下水
松岡	83	乙津川	北鼻川排水機場	A0	排水機場	国大野
	84	乙津川	谷川樋管	C	電動	国大野
	85	乙津川	馬渡樋管	C	電動	市下水
	86	乙津川	大津留樋管	D	フラップゲート等	国大野
明治	88	乙津川	横尾第1樋管	D	フラップゲート等	国大野
	89	乙津川	横尾第2樋管	B	電動	国大野
	90	乙津川	横尾第3樋管	D	フラップゲート等	市河川
	90-1	中尾川	中尾川調整池樋管	C	手動	市河川
高田	92	乙津川	堂園第1樋管 (点検のみ)	B	電動	国大野
	93	乙津川	高田第2樋管	C	電動	国大野
	94	乙津川	高田樋管	C	電動	国大野
	95	乙津川	鶴瀬樋管	C	電動	国大野
	96	乙津川	鶴瀬排水樋管	C	電動	市河川
川添	97	大野川	大谷樋門	A2	電動	国大野
	98	大野川	宮谷樋門	B	電動	国大野
	98-1	宮谷川	宮谷川第2樋管	C	手動	県土木
	99	大野川	宮河内排水樋管	D	フラップゲート等	国大野
	100	大野川	迫排水機場	A1	排水機場	市河川
別保	101	乙津川	森第1樋管	C	電動	国大野
	102	乙津川	森第2樋管	C	電動	国大野
	103	乙津川	乙津第2樋管 (点検のみ)	C	電動	国大野
	104	乙津川	皆春第1樋管	D	フラップゲート等	国大野
	105	乙津川	皆春第2樋管	C	電動	国大野
	106-1	乙津川	鴨園川排水機場	A1	排水機場	市河川
大在西	107	大野川	西土代樋門	C	電動	国大野
	108	大野川	丸の口樋管	C	電動	国大野
	108-1	江川第2水路	江川第2左岸第1排水樋管	D	フラップゲート等	市下水
	108-2	日美天川	江川第2左岸第2排水樋管	D	フラップゲート等	市下水
	108-3	日美天川	江川第2右岸第3排水樋管	D	フラップゲート等	市下水
大在東	108-11	江川第1水路	江川第1左岸第1排水樋管	C	手動	市下水
	108-12	江川第1水路	江川第1左岸第2排水樋管	C	手動	市下水
	108-13	江川第1水路	江川第1左岸第3排水樋管	D	フラップゲート等	市下水
	108-14	江川第1水路	江川第1右岸第4排水樋管	C	手動	市下水
	108-15	江川第1水路	江川第1右岸第5排水樋管	C	手動	市下水
	108-16	江川第1水路	江川第1右岸第6排水樋管	D	フラップゲート等	市下水
小佐井	109	丹生川	丹生排水樋管	C	手動	市河川
	110	尾田川	小佐井樋管	C	手動	市河川
	111	尾田川	落合橋樋門	C	手動	県土木
	111-1	丹生川	下河原雨水幹線樋管	C	手動	市下水
	111-2	丹生川	丹生川左岸第1排水樋管	C	手動	市下水
	111-3	丹生川	丹生川左岸第2排水樋管	C	手動	市下水
	111-4	丹生川	丹生川左岸第3排水樋管	C	手動	市下水
	111-5	丹生川	二反田樋管	C	手動	市河川
111-6	丹生川	川田樋管	D	フラップゲート等	市河川	

分団名	台帳 番号	河川名	水門等の名称	施設 区分	形式	所管
坂ノ市	112	丹生川	志生場 2号樋管	C	手動	市河川
	112-1	金道川	久原第 2 雨水幹線樋管	C	手動	市河川
	112-2	丹生川	丹生川右岸第 4 排水樋管	C	手動	市河川
	112-3	金道川	金道川右岸第 1 排水樋管	C	手動	市河川
	112-4	金道川	金道川左岸第 2 排水樋管	C	手動	市河川
	112-5	金道川	金道川左岸第 3 排水樋管	C	手動	市河川
	112-6	金道川	金道川右岸第 4 排水樋管	C	手動	県土木
戸次	113	大野川	古川水門	B	電動	国大野
	114	大野川	大内水門	B	電動	国大野
	115	大野川	下戸次排水樋管	C	電動	国大野
	116	大野川	川床樋管	C	電動	国大野
	116-1	小筒井川	小筒井川陸閘	D	陸閘	県土木
	116-2	大野川	利光第 1 樋管	D	フラップゲート等	国大野
	116-3	大野川	利光第 2 樋管	D	フラップゲート等	国大野
	116-4	大野川	利光第 3 樋管	D	フラップゲート等	国大野
判田	117	立小野川	新川樋門	B	電動	国大野
	118	立小野川	立小野第 1 樋管	C	電動	国大野
	120	判田川	光永第 2 樋管	C	電動	国大野
	121	判田川	光永第 3 樋管	C	電動	国大野
	122	判田川	光永第 4 樋管	C	電動	国大野
	123	大野川	辰口排水樋管	C	電動	国大野
	124	立小野川	立小野第 2 樋管	B	手動	市河川
	125	立小野川	立小野第 5 樋管	C	手動	市河川
	126	立小野川	立小野第 6 樋管	C	手動	市河川
	127	高江川	高江川樋管	C	手動	市河川
竹中	128	大野川	竹中樋門	C	電動	国大野
	129	大野川	中竹中陸閘	C	陸閘	国大野
	130-1	大野川	竹中排水機場	A1	排水機場	国大野
	130-2	大野川	大野川左岸第 1 樋管	C	電動	県土木
	130-3	河原内川	河原内川右岸第 2 樋管	C	手動	県土木
	130-4	河原内川	河原内川右岸第 1 樋管	C	手動	県土木
	130-5	河原内川	河原内川陸閘	D	陸閘	県土木
	130-6	河原内川	河原内川左岸第 3 樋管	D	フラップゲート等	県土木
賀来	131-1	大分川	国分第 1 樋管	D	フラップゲート等	国大分
	131-2	大分川	国分第 2 樋管	D	フラップゲート等	国大分
	132	賀来川	賀来樋管	C	電動	国大分
	133	大分川	賀来第 2 樋管	C	電動	国大分
	134	賀来川	中島樋管	D	フラップゲート等	国大分
	135	賀来川	中島第 2 樋管	C	電動	国大分
	135-1	賀来川	小畑排水樋門	C	動力	市河川
	136	大分川	中島排水樋管	C	電動	国大分
	137	大分川	国分樋管	C	電動	国大分
	137-1	大分川	餅田川 1 号排水樋管	C	手動	大分県
	137-2	餅田川	餅田川分流排水樋管	C	手動	大分県
	137-3	賀来川	東院樋管	C	電動	国大分
	137-4	賀来川	宮苑第 1 樋管	D	フラップゲート等	国大分
	137-5	賀来川	宮苑第 2 樋管	D	フラップゲート等	国大分
	137-6	賀来川	宮苑第 3 樋管	D	フラップゲート等	国大分
137-7	賀来川	宮苑第 4 樋管	D	フラップゲート等	国大分	
137-8	賀来川	宮苑第 5 樋管	D	フラップゲート等	国大分	

分団名	台帳 番号	河川名	水門等の名称	施設 区分	形式	所管
賀来	137-9	賀来川	宮苑第 6 樋管	D	フラップゲート等	国大分
	137-10	賀来川	宮苑第 7 樋管	D	フラップゲート等	国大分
	137-11	賀来川	東院第 2 樋管	C	電動	国大分
植田 東部	138	大分川	宗方樋管	C	電動	国大分
	139	大分川	下宗方排水樋管	C	電動	国大分
	140	七瀬川	口戸樋管	C	電動	国大分
	140-1	七瀬川	下宗方第 2 樋管	C	電動	国大分
	141	七瀬川	八幡田樋管	D	フラップゲート等	国大分
植田 東部	142	七瀬川	桑本樋管	D	フラップゲート等	国大分
	143	七瀬川	桑本第 2 樋管	C	電動	国大分
	144	七瀬川	桑本第 3 樋管	C	電動	国大分
	145	七瀬川	桑本第 4 樋管	C	電動	国大分
	146	七瀬川	内植田樋管	C	電動	国大分
	147	七瀬川	栗野樋管	C	電動	国大分
	147-1	大分川	赤川樋門	B	電動	国大分
	147-2	七瀬川	木ノ上第 3 樋管	C	電動	国大分
	147-3	七瀬川	市樋管	C	動力	市下水
	147-4	七瀬川	木ノ上第 2 樋管	C	電動	国大分
	147-5	七瀬川	田島樋管	C	電動	国大分
	147-6	七瀬川	木ノ上第 1 樋管	C	電動	国大分
植田 西部	148	大分川	太郎丸樋管	B	電動	国大分
	149	七瀬川	廻栖野樋管	C	電動	国大分
	149-1	大分川	小野鶴樋管	B	電動	国大分
	149-2	大分川	下横瀬樋門	B	電動	国大分
東植田	150	大分川	宮崎排水機場	A1	排水機場	市河川
	151	七瀬川	光吉樋管	D	フラップゲート等	国大分
	152	七瀬川	田尻樋管	C	電動	国大分
	153	七瀬川	高瀬樋管	C	電動	国大分
	154	七瀬川	高瀬第 2 樋管	D	フラップゲート等	国大分
	155	大分川	光吉排水樋管	C	動力	市下水
	156	寒田川	寒田排水樋管	C	手動	市下水
	157	七瀬川	下田尻排水機場	A1	排水機場	市河川
	158	七瀬川	市上流樋門	B	電動	国大分
	159	七瀬川	市下流樋門	B	電動	国大分
野津原東部	160	七瀬川	七瀬川第 1 樋管	C	手動	県土木
	161	七瀬川	廻栖樋管	C	手動	国大分

(業者等委託分)

河川名	施設等の名称	排水能力	所管	樋門等の名称	樋門等操作
大分川	弁天雨水排水ポンプ場 弁天水資源再生センター	7.6 m ³ /s	市下水	弁天排水樋門	水資源再生センター
大分川	元町雨水排水ポンプ場	19.7 m ³ /s	市下水	金池樋管	水資源再生センター
大分川	津留雨水排水ポンプ場	17.0 m ³ /s	市下水	津留樋管	(浦) 東大分分団
萩原都市下水路	萩原災害対策ポンプ施設	1.0 m ³ /s	市下水	萩原第3樋門	(浦) 東大分分団
大分川	花園雨水排水ポンプ施設	2.0 m ³ /s	市下水	花園樋門	(浦) 南大分分団
大分川	津守地区災害対策ポンプ場	1.0 m ³ /s	市河川	津守樋管	(浦) 滝尾分団
大分川	光吉災害対策ポンプ施設	1.0 m ³ /s	市下水	光吉排水樋管	(浦) 東植田分団
大分川	片島雨水排水ポンプ場	18.0 m ³ /s	市下水	羽田樋管	水資源再生センター
寒田川	宮崎水資源再生センター	- m ³ /s	市下水	場内ゲート	水資源再生センター
尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬排水機場	11.0 m ³ /s	国大分	尼ヶ瀬排水樋門	委託事業者
原川	原川水資源再生センター	- m ³ /s	市下水	場内ゲート	水資源再生センター
乙津川	皆春雨水排水ポンプ場	26.1 m ³ /s	市下水	乙津第1樋管 乙津第2樋管	水資源再生センター
乙津川	堂園雨水排水ポンプ場	9.1 m ³ /s	市下水	堂園第1樋管	-
乙津川	若宮災害対策ポンプ施設	2.0 m ³ /s	市下水	森第1樋管	(浦) 別保分団
乙津川	常行地区災害対策ポンプ	1.0 m ³ /s	市河川	高田樋管	(浦) 高田分団
判田川	光永災害対策ポンプ施設	1.5 m ³ /s	市下水	判田川排水管	-
大野川	大在水資源再生センター	- m ³ /s	市下水	大在排水樋管	水資源再生センター
大野川	関門雨水排水ポンプ場	7.6 m ³ /s	市下水	関門樋管	水資源再生センター
大野川	松岡水資源再生センター	- m ³ /s	市下水	松岡排水樋管	水資源再生センター

資料3 水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
水があふれる（越水）	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 （土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 （連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水 居住側（川裏）対策	釜段工 （釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 （漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
	漏水 川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 （構造物のあるところ、水深の浅い部分）
むしろ張り工		川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川 （水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
継ぎむしろ張り工		川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 （漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
漏水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端）～居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹くい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

大分市水防計画

令和6年3月修正

編集・発行 大分市

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL 097-534-6111

FAX 097-532-7545

E-mail kasen@city.oita.oita.jp